

本資料のうち、枠囲みの範囲は機密に係る
事項ですので公開することはできません。

伊方発電所 原子力事業者防災業務計画 修正案

四 国 電 力 株 式 会 社

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （1／67）

修正前	修正後	理由																								
<table border="1" data-bbox="845 338 1305 562"><thead><tr><th>種別</th><th>規程</th></tr></thead><tbody><tr><td>制定</td><td>平成12. 6. 16</td></tr><tr><td>実施</td><td>平成12. 6. 16</td></tr><tr><td>最終改正</td><td><u>令和 4. 11. 28</u></td></tr><tr><td>実施</td><td><u>令和 4. 11. 30</u></td></tr><tr><td>公布者</td><td>社長</td></tr></tbody></table> <p data-bbox="382 772 1032 972">伊方発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="492 1581 928 1738">令和<u>4</u>年<u>11</u>月 四国電力株式会社</p>	種別	規程	制定	平成12. 6. 16	実施	平成12. 6. 16	最終改正	<u>令和 4. 11. 28</u>	実施	<u>令和 4. 11. 30</u>	公布者	社長	<table border="1" data-bbox="2044 344 2504 569"><thead><tr><th>種別</th><th>規程</th></tr></thead><tbody><tr><td>制定</td><td>平成12. 6. 16</td></tr><tr><td>実施</td><td>平成12. 6. 16</td></tr><tr><td>最終改正</td><td><u>令和 5. 〇. 〇</u></td></tr><tr><td>実施</td><td><u>令和 5. 〇. 〇</u></td></tr><tr><td>公布者</td><td>社長</td></tr></tbody></table> <p data-bbox="1584 772 2234 972">伊方発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="1694 1581 2131 1738">令和<u>5</u>年<u>〇</u>月 四国電力株式会社</p>	種別	規程	制定	平成12. 6. 16	実施	平成12. 6. 16	最終改正	<u>令和 5. 〇. 〇</u>	実施	<u>令和 5. 〇. 〇</u>	公布者	社長	
種別	規程																									
制定	平成12. 6. 16																									
実施	平成12. 6. 16																									
最終改正	<u>令和 4. 11. 28</u>																									
実施	<u>令和 4. 11. 30</u>																									
公布者	社長																									
種別	規程																									
制定	平成12. 6. 16																									
実施	平成12. 6. 16																									
最終改正	<u>令和 5. 〇. 〇</u>																									
実施	<u>令和 5. 〇. 〇</u>																									
公布者	社長																									

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （2／67）

修正前				修正後				理由
修正来歴				修正来歴				修正来歴の追加
回	年 月 日	修正内容	備考	回	年 月 日	修正内容	備考	
24	令和 4年11月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害医療の体制等の充実反映 ・国土交通省，伊方町の組織名称変更に伴う修正 ・記載の適正化 		24	令和 4年11月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害医療の体制等の充実反映 ・国土交通省，伊方町の組織名称変更に伴う修正 ・記載の適正化 		
				<u>25</u>	<u>令和 5年 〇月〇日</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>原子力災害医療活動の充実に伴う修正</u> ・<u>緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合を踏まえた修正</u> ・<u>伊方1号機廃止措置計画に伴う修正</u> ・<u>伊方3号機非常用電源系統運用見直しによる修正</u> ・<u>通報様式への地震加速度の追記</u> ・<u>記載の適正化</u> 		

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （3／67）

修正前	修正後	理由
<p style="text-align: center;">第2節 原子力災害対策組織の運営</p> <p>1. 通報の実施</p> <p>(1) 非常準備体制の発令基準に至った場合の通報 原子力防災管理者は、別表2-1に該当する事象の発生についての通報を行う場合、別図2-5に定める通報連絡経路を使用して通報する。 また、原子力防災管理者は内閣総理大臣、原子力規制委員会、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、非常準備体制発令の通報を行った事象についての報告を求められたときは、これを行う。</p> <p>(2) 原災法第10条第1項等に基づく通報連絡体制 原子力防災管理者は、別表2-2または別表2-3に該当する事象の発生についての通報を行う場合、別図2-6に定める通報連絡経路を使用して通報する。 また、原子力防災管理者は内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、原災法第10条第1項等の通報を行った事象についての報告を求められたときは、これを行う。</p> <p>(3) 通報等の運用 事象確認においては、発電所の特性や地域状況を踏まえて、EAL事象判断の解釈をまとめた別表2-1.1を参照する。 緊急事態区分に該当する事象となる「警戒事象」、「施設敷地緊急事象」、「全面緊急事象」がそれぞれ別表2-1、別表2-2、別表2-3と対応し、EALNoで別表2-1.1と連携している。 なお、防災上の安全上重要な構築物、系統または機器（以下、「安全機器等」という。）および安全機器等を設置する区域（以下、「重要区域」という。）の一覧を別表2-1.2のとおり設定する。 また、発生した事象が複数の通報等の基準にまたがる場合、住民防護の早期実施の観点から、「全面緊急事象」、「施設敷地緊急事象」、「警戒事象」の順に通報を行う。 なお、可能な限り発生事象の通報を網羅的に行うが、発生事象について通報等を行った後、同レベルの緊急事態区分に該当する事象、または、下位レベルの緊急事態区分に該当する事象を認識した場合は、その段階において直ちに通報を行う。</p> <p>2. 非常体制の発令および解除</p> <p>(1) 非常体制の発令</p> <p>a. 発電所 原子力防災管理者は、別表2-1、別表2-2または別表2-3に該当する事象が発生した場合、その情勢に応じて直ちに非常準備体制、第1種非常体制または第2種非常体制（以下、合わせて「非常体制」という。）を発令する。 原子力防災管理者は、非常体制を発令した場合、直ちに原子力部発電管理部長（以下、「発電管理部長」という。）に報告する。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 原子力災害対策組織の運営</p> <p>1. 通報の実施</p> <p>(1) 非常準備体制の発令基準に至った場合の通報 原子力防災管理者は、別表2-1に該当する事象の発生についての通報を行う場合、別図2-5に定める通報連絡経路を使用して通報する。 また、原子力防災管理者は内閣総理大臣、原子力規制委員会、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、非常準備体制発令の通報を行った事象についての報告を求められたときは、これを行う。</p> <p>(2) 原災法第10条第1項等に基づく通報連絡体制 原子力防災管理者は、別表2-2または別表2-3に該当する事象の発生についての通報を行う場合、別図2-6に定める通報連絡経路を使用して通報する。 また、原子力防災管理者は内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、原災法第10条第1項等の通報を行った事象についての報告を求められたときは、これを行う。</p> <p>(3) 通報等の運用 事象確認においては、発電所の特性や地域状況を踏まえて、EAL事象判断の解釈をまとめた別表2-1.3を参照する。 緊急事態区分に該当する事象となる「警戒事象」、「施設敷地緊急事象」、「全面緊急事象」がそれぞれ別表2-1、別表2-2、別表2-3と対応し、EALNoで別表2-1.3と連携している。 なお、防災上の安全上重要な構築物、系統または機器（以下、「安全機器等」という。）および安全機器等を設置する区域（以下、「重要区域」という。）の一覧を別表2-1.4のとおり設定する。 また、発生した事象が複数の通報等の基準にまたがる場合、住民防護の早期実施の観点から、「全面緊急事象」、「施設敷地緊急事象」、「警戒事象」の順に通報を行う。 なお、可能な限り発生事象の通報を網羅的に行うが、発生事象について通報等を行った後、同レベルの緊急事態区分に該当する事象、または、下位レベルの緊急事態区分に該当する事象を認識した場合は、その段階において直ちに通報を行う。</p> <p>2. 非常体制の発令および解除</p> <p>(1) 非常体制の発令</p> <p>a. 発電所 原子力防災管理者は、別表2-1、別表2-2または別表2-3に該当する事象が発生した場合、その情勢に応じて直ちに非常準備体制、第1種非常体制または第2種非常体制（以下、合わせて「非常体制」という。）を発令する。 原子力防災管理者は、非常体制を発令した場合、直ちに原子力部発電管理部長（以下、「発電管理部長」という。）に報告する。</p>	<p>別表追加による表番号修正</p>

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （4／67）

修 正 前	修 正 後	理 由
<p style="text-align: center;">第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備</p> <p>1. オフサイトセンターに備え付ける資料 原子力防災管理者は、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策に必要な資料のうち、別表2-6に定める資料をオフサイトセンターに備え付けるため、内閣総理大臣に提出する。これらの資料のうち、原災法第12条第4項に基づき提出すべき資料については、内容の変更があった場合も同様とする。また、その他の資料についても、定期的に見直しを行う。</p> <p>2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料 発電管理部長は、別表2-6に定める、オフサイトセンターに備え付ける資料と同等の資料を原子力規制庁緊急時対応センター（以下、「ERC」という。）に備え付けるため、原子力規制庁内の指定された場所へ配置する。また、発電管理部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p> <p>3. 災害対策本部等に備え付ける資料</p> <p>(1) 発電所 原子力防災管理者は別表2-6に定める資料を、発電所に備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p> <p>(2) 本店 発電管理部長は別表2-6に定める資料を、本店に備え付ける。また、発電管理部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p> <p>(3) 松山原子力本部 原子力本部長は別表2-6に定める資料を、松山原子力本部に備え付ける。また、原子力本部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p> <p>(4) 東京支社 東京支社長は別表2-6に定める資料を、東京支社に備え付ける。また、東京支社長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p> <p>(5) 原子力事業所災害対策支援拠点 発電管理部長は別表2-6に定める資料を、原子力事業所災害対策支援拠点用として発電所構外の保管場所（原子力保安研修所）に備え付ける。また発電管理部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p>	<p style="text-align: center;">第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備</p> <p>1. オフサイトセンターに備え付ける資料 原子力防災管理者は、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策に必要な資料のうち、別表2-7に定める資料をオフサイトセンターに備え付けるため、内閣総理大臣に提出する。これらの資料のうち、原災法第12条第4項に基づき提出すべき資料については、内容の変更があった場合も同様とする。また、その他の資料についても、定期的に見直しを行う。</p> <p>2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料 発電管理部長は、別表2-7に定める、オフサイトセンターに備え付ける資料と同等の資料を原子力規制庁緊急時対応センター（以下、「ERC」という。）に備え付けるため、原子力規制庁内の指定された場所へ配置する。また、発電管理部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p> <p>3. 災害対策本部等に備え付ける資料</p> <p>(1) 発電所 原子力防災管理者は別表2-7に定める資料を、発電所に備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p> <p>(2) 本店 発電管理部長は別表2-7に定める資料を、本店に備え付ける。また、発電管理部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p> <p>(3) 松山原子力本部 原子力本部長は別表2-7に定める資料を、松山原子力本部に備え付ける。また、原子力本部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p> <p>(4) 東京支社 東京支社長は別表2-7に定める資料を、東京支社に備え付ける。また、東京支社長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p> <p>(5) 原子力事業所災害対策支援拠点 発電管理部長は別表2-7に定める資料を、原子力事業所災害対策支援拠点用として発電所構外の保管場所（原子力保安研修所）に備え付ける。また発電管理部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p>	<p>別表追加による表番号修正</p>

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （5／67）

修 正 前	修 正 後	理 由
<p style="text-align: center;">第5節 原子力災害対策活動で使用する施設の設置および設備の整備・点検</p> <p>1. 緊急時対策所</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、発電所に別図2-19および別表2-7に示す緊急時対策所を設置する。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、緊急時対策所およびSPDSを、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設および設備とする。</p> <p>(3) 原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所およびSPDSに供給できるように整備・点検する。</p> <p>(4) 原子力防災管理者は、緊急時対策所に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。 原子力防災管理者は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁およびオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 非常用通信機器 b. テレビ会議システム c. SPDS</p> <p>2. 原子力事業所災害対策支援拠点</p> <p>(1) 発電管理部長は、原子力事業所災害対策支援拠点となる施設の候補として、別表2-7に示す施設をあらかじめ選定しておく。</p> <p>(2) 発電管理部長は、原子力事業所災害対策支援拠点を、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設とする。</p> <p>(3) 発電管理部長は、非常用電源を原子力事業所災害対策支援拠点に供給できるように整備・点検する。</p> <p>3. 本店非常災害対策室</p> <p>(1) 発電管理部長は、別表2-7に示す本店非常災害対策室を、常に使用可能な状態に整備する。</p> <p>(2) 発電管理部長は、本店非常災害対策室を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できる施設および設備とする。</p> <p>(3) 発電管理部長は、非常用電源を本店非常災害対策室に供給できるように整備・点検する。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 原子力災害対策活動で使用する施設の設置および設備の整備・点検</p> <p>1. 緊急時対策所</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、発電所に別図2-19および別表2-8に示す緊急時対策所を設置する。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、緊急時対策所およびSPDSを、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設および設備とする。</p> <p>(3) 原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所およびSPDSに供給できるように整備・点検する。</p> <p>(4) 原子力防災管理者は、緊急時対策所に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。 原子力防災管理者は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁およびオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 非常用通信機器 b. テレビ会議システム c. SPDS</p> <p>2. 原子力事業所災害対策支援拠点</p> <p>(1) 発電管理部長は、原子力事業所災害対策支援拠点となる施設の候補として、別表2-8に示す施設をあらかじめ選定しておく。</p> <p>(2) 発電管理部長は、原子力事業所災害対策支援拠点を、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設とする。</p> <p>(3) 発電管理部長は、非常用電源を原子力事業所災害対策支援拠点に供給できるように整備・点検する。</p> <p>3. 本店非常災害対策室</p> <p>(1) 発電管理部長は、別表2-8に示す本店非常災害対策室を、常に使用可能な状態に整備する。</p> <p>(2) 発電管理部長は、本店非常災害対策室を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できる施設および設備とする。</p> <p>(3) 発電管理部長は、非常用電源を本店非常災害対策室に供給できるように整備・点検する。</p>	<p>別表追加による表番号修正</p>

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （6／67）

修 正 前	修 正 後	理 由
<p>(4) 発電管理部長は、本店非常災害対策室に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。 発電管理部長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁およびオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。</p> <p>a. 非常用通信機器 b. テレビ会議システム</p> <p>4. 松山原子力本部非常災害対策室</p> <p>(1) 原子力本部長は、別表 2 - <u>7</u> に示す松山原子力本部非常災害対策室を、常に使用可能な状態に整備する。</p> <p>(2) 原子力本部長は、松山原子力本部非常災害対策室を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できる施設および設備とする。</p> <p>(3) 原子力本部長は、非常用電源を松山原子力本部非常災害対策室に供給できるように整備・点検する。</p> <p>(4) 原子力本部長は、松山原子力本部非常災害対策室に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。 原子力本部長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁およびオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。</p> <p>a. 非常用通信機器 b. テレビ会議システム</p> <p>5. 屋内退避場所および屋外退避場所 原子力防災管理者は、別図 2 - 20 に定める屋内退避場所および屋外退避場所のそれぞれの場所に立て看板等により、その場所が屋内退避場所もしくは屋外退避場所であることを掲示する。 また、原子力防災管理者は、屋内退避場所もしくは屋外退避場所を指定または変更したときは、関係者に周知する。</p> <p>6. 応急処置施設 原子力防災管理者は、別図 2 - 19 に示す応急処置室を整備する。</p> <p>7. 気象観測設備 原子力防災管理者は、別図 2 - 19 に示す気象観測設備を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、気象観測設備に故障等が認められた場合、速やかに修理する。</p>	<p>(4) 発電管理部長は、本店非常災害対策室に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。 発電管理部長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁およびオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。</p> <p>a. 非常用通信機器 b. テレビ会議システム</p> <p>4. 松山原子力本部非常災害対策室</p> <p>(1) 原子力本部長は、別表 2 - <u>8</u> に示す松山原子力本部非常災害対策室を、常に使用可能な状態に整備する。</p> <p>(2) 原子力本部長は、松山原子力本部非常災害対策室を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できる施設および設備とする。</p> <p>(3) 原子力本部長は、非常用電源を松山原子力本部非常災害対策室に供給できるように整備・点検する。</p> <p>(4) 原子力本部長は、松山原子力本部非常災害対策室に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。 原子力本部長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁およびオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。</p> <p>a. 非常用通信機器 b. テレビ会議システム</p> <p>5. 屋内退避場所および屋外退避場所 原子力防災管理者は、別図 2 - 20 に定める屋内退避場所および屋外退避場所のそれぞれの場所に立て看板等により、その場所が屋内退避場所もしくは屋外退避場所であることを掲示する。 また、原子力防災管理者は、屋内退避場所もしくは屋外退避場所を指定または変更したときは、関係者に周知する。</p> <p>6. 応急処置施設 原子力防災管理者は、別図 2 - 19 に示す応急処置室を整備する。</p> <p>7. 気象観測設備 原子力防災管理者は、別図 2 - 19 に示す気象観測設備を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、気象観測設備に故障等が認められた場合、速やかに修理する。</p>	<p>別表追加による表番号修正</p>

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （7/67）

修 正 前	修 正 後	理 由
第7節 訓練の実施	第7節 訓練の実施	
<p>1. 社内における訓練</p> <p>(1) 原子力防災管理者、発電管理部長、原子力本部長および東京支社長は、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するため、次に掲げる項目について別表2-8に示すとおり訓練を実施し評価する。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、訓練の実施にあたっては、計画、実施、評価、改善のプロセスを適切に実施する。</p> <p>a. 防災訓練 b. AM訓練 c. 緊急時対応訓練 d. 緊急事態支援組織対応訓練 e. 通報訓練 f. 原子力災害医療訓練 g. モニタリング訓練 h. 避難誘導訓練</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、(1)に係る訓練実施計画をとりまとめ、原子力防災専門官の指導および助言を受ける。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、訓練実施計画には、原子力規制委員会に評価結果を報告する訓練を定めておく。</p> <p>(3) 社長は、訓練の評価結果を、原子力規制委員会に様式6に定める報告書により報告するとともに、その要旨を公表する。</p> <p>2. 国または地方公共団体が主催する訓練</p> <p style="padding-left: 2em;">原子力防災要員および災害対策要員は、国または地方公共団体が主催する原子力防災訓練における訓練計画の策定に参画し、訓練内容に応じて原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施を模擬して訓練に参加する。</p>	<p>1. 社内における訓練</p> <p>(1) 原子力防災管理者、発電管理部長、原子力本部長および東京支社長は、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するため、次に掲げる項目について別表2-9に示すとおり訓練を実施し評価する。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、訓練の実施にあたっては、計画、実施、評価、改善のプロセスを適切に実施する。</p> <p>a. 防災訓練 b. AM訓練 c. 緊急時対応訓練 d. 緊急事態支援組織対応訓練 e. 通報訓練 f. 原子力災害医療訓練 g. モニタリング訓練 h. 避難誘導訓練</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、(1)に係る訓練実施計画をとりまとめ、原子力防災専門官の指導および助言を受ける。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、訓練実施計画には、原子力規制委員会に評価結果を報告する訓練を定めておく。</p> <p>(3) 社長は、訓練の評価結果を、原子力規制委員会に様式6に定める報告書により報告するとともに、その要旨を公表する。</p> <p>2. 国または地方公共団体が主催する訓練</p> <p style="padding-left: 2em;">原子力防災要員および災害対策要員は、国または地方公共団体が主催する原子力防災訓練における訓練計画の策定に参画し、訓練内容に応じて原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施を模擬して訓練に参加する。</p>	<p>別表追加による表番号修正</p>

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （8／67）

修 正 前	修 正 後	理 由
<p style="text-align: center;">第8節 関係機関との連携</p> <p>原子力防災管理者は、緊急時においてこの計画に基づき、関係機関と連携を取りながら、原子力事業所災害対策を進めるために、平常時から次の項目に掲げるとおり連携を図る。</p> <p>1. 国との連携</p> <p>(1) 国の機関（原子力規制委員会およびその他関係省庁）および原子力防災専門官とは平常時から協調し、防災情報の収集および提供等の相互連携を図る。</p> <p>(2) 内閣総理大臣、原子力規制委員会または国土交通大臣から原災法第3 1条に基づく業務の報告を求められた場合、これを行う。</p> <p>(3) 内閣総理大臣、原子力規制委員会または国土交通大臣から原災法第3 2条に基づく事業所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査について対応を行う。</p> <p>(4) 原子力防災専門官からこの計画の修正および原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導および助言があった場合、速やかにその対応を行う。</p> <p>2. 地方公共団体との連携</p> <p>(1) 愛媛県知事、伊方町長および山口県知事とは、平常時から協調し、防災情報の収集および提供等の相互連携を図る。</p> <p>(2) 地域防災会議等が開催される場合、必要に応じこれに参加し密接な連携を保つ。</p> <p>(3) 愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から原災法第3 1条に基づく業務の報告を求められた場合、これを行う。</p> <p>(4) 愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から原災法第3 2条に基づく事業所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査について対応を行う。</p> <p>3. 防災関係機関等との連携</p> <p>防災関係機関等とは平常時から協調し、防災情報の収集および提供等の相互連携を図る。</p> <p>また、発電所内での医療活動が必要な事態が発生した場合に備え、平常時から公益財団法人原子力安全研究協会を含む医療関係団体との原子力災害医療情報の収集・提供等、相互連携を図る。</p>	<p style="text-align: center;">第8節 関係機関との連携</p> <p>原子力防災管理者は、緊急時においてこの計画に基づき、関係機関と連携を取りながら、原子力事業所災害対策を進めるために、平常時から次の項目に掲げるとおり連携を図る。</p> <p>1. 国との連携</p> <p>(1) 国の機関（原子力規制委員会およびその他関係省庁）および原子力防災専門官とは平常時から協調し、防災情報の収集および提供等の相互連携を図る。</p> <p>(2) 内閣総理大臣、原子力規制委員会または国土交通大臣から原災法第3 1条に基づく業務の報告を求められた場合、これを行う。</p> <p>(3) 内閣総理大臣、原子力規制委員会または国土交通大臣から原災法第3 2条に基づく事業所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査について対応を行う。</p> <p>(4) 原子力防災専門官からこの計画の修正および原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導および助言があった場合、速やかにその対応を行う。</p> <p>2. 地方公共団体との連携</p> <p>(1) 愛媛県知事、伊方町長および山口県知事とは、平常時から協調し、防災情報の収集および提供等の相互連携を図る。</p> <p>(2) 地域防災会議等が開催される場合、必要に応じこれに参加し密接な連携を保つ。</p> <p>(3) 愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から原災法第3 1条に基づく業務の報告を求められた場合、これを行う。</p> <p>(4) 愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から原災法第3 2条に基づく事業所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査について対応を行う。</p> <p>3. 防災関係機関等との連携</p> <p>防災関係機関等とは平常時から協調し、防災情報の収集および提供等の相互連携を図る。</p> <p>また、発電所内での医療活動が必要な事態が発生した場合に備え、平常時から別表2-6に示す資機材を維持管理するとともに、別表2-10に示す公益財団法人原子力安全研究協会を含む医療関係団体との原子力災害医療情報の収集・提供等、相互連携を図る。</p>	<p>原子力災害医療活動の充実に伴う修正</p>

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （9／67）

修 正 前	修 正 後	理 由
<p>4. 原子力緊急事態支援組織の整備</p> <p>(1) 社長は、原子力事業者間の協力によって、遠隔操作が可能な装置等の操作が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項についてあらかじめ別表2-<u>9</u>に示す原子力緊急事態支援組織と調整しておく。</p> <p>a. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置および資機材等 b. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置および資機材等の保守要領、点検記録の保管 c. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置および資機材等の保管方法、保管場所</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、原子力緊急事態支援組織に発電所の原子力防災要員を定期的に派遣し、遠隔操作が可能な装置等の操作に関する技能を習得して、原子力事業所災害対策の円滑な実施に資する。</p> <p style="text-align: center;">第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動</p> <p>原子力防災管理者は、平常時より発電所の周辺住民に対し、国、地方公共団体と協調して次に掲げる内容について、正しい知識の普及・啓発を行う。</p> <p>1. 放射性物質および放射線の特性 2. 原子力事業所の概要 3. 原子力災害とその特殊性 4. 原子力防災への取り組み</p>	<p>4. 原子力緊急事態支援組織の整備</p> <p>(1) 社長は、原子力事業者間の協力によって、遠隔操作が可能な装置等の操作が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項についてあらかじめ別表2-<u>11</u>に示す原子力緊急事態支援組織と調整しておく。</p> <p>a. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置および資機材等 b. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置および資機材等の保守要領、点検記録の保管 c. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置および資機材等の保管方法、保管場所</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、原子力緊急事態支援組織に発電所の原子力防災要員を定期的に派遣し、遠隔操作が可能な装置等の操作に関する技能を習得して、原子力事業所災害対策の円滑な実施に資する。</p> <p style="text-align: center;">第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動</p> <p>原子力防災管理者は、平常時より発電所の周辺住民に対し、国、地方公共団体と協調して次に掲げる内容について、正しい知識の普及・啓発を行う。</p> <p>1. 放射性物質および放射線の特性 2. 原子力事業所の概要 3. 原子力災害とその特殊性 4. 原子力防災への取り組み</p>	<p>別表追加による表番号修正</p>

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （10/67）

修 正 前	修 正 後	理 由
<p>a. 事故の発生時刻および場所 b. 事故原因、状況および事故の拡大防止措置 c. 被ばくおよび傷害等人身災害にかかわる状況 d. 発電所敷地周辺における放射線ならびに放射能の測定結果 e. 放出放射性物質の量、種類、放出場所および放出状況の推移等の状況 f. 気象状況 g. 収束の見通し h. 別表2-10に示す伝送項目が緊急時対策支援システム(ERSS)に伝送されていることの確認 i. テレビ会議システムの起動 j. その他必要と認める事項</p> <p>(2) 発電所の災害対策本部の各班長は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を、様式8、様式11または様式12に記載し、別図2-14または別図2-15に示す情報連絡経路に従い、社外関係機関にファクシミリ装置を用いて送信し、記録として保存する。</p> <p>(3) 災害対策本部（高松）の各班長は、事故状況の把握等を行うため、速やかに次に掲げる事項を実施し、事故および被害状況等を迅速かつ的確に収集し、災害対策本部（高松）の本部長に報告する。</p> <p>a. テレビ会議システムの起動 b. その他必要と認める事項</p> <p>(4) 災害対策本部（松山）の各班長は、事故状況の把握等を行うため、速やかに次に掲げる事項を実施し、事故および被害状況等を迅速かつ的確に収集し、災害対策本部（松山）の本部長に報告する。</p> <p>a. テレビ会議システムの起動 b. その他必要と認める事項</p> <p>4. 通話制限 発電所の災害対策本部総務班長、災害対策本部（高松）総務班長および災害対策本部（松山）総務班長は、原子力災害対策実施時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。</p>	<p>a. 事故の発生時刻および場所 b. 事故原因、状況および事故の拡大防止措置 c. 被ばくおよび傷害等人身災害にかかわる状況 d. 発電所敷地周辺における放射線ならびに放射能の測定結果 e. 放出放射性物質の量、種類、放出場所および放出状況の推移等の状況 f. 気象状況 g. 収束の見通し h. 別表2-12に示す伝送項目が緊急時対策支援システム(ERSS)に伝送されていることの確認 i. テレビ会議システムの起動 j. その他必要と認める事項</p> <p>(2) 発電所の災害対策本部の各班長は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を、様式8、様式11または様式12に記載し、別図2-14または別図2-15に示す情報連絡経路に従い、社外関係機関にファクシミリ装置を用いて送信し、記録として保存する。</p> <p>(3) 災害対策本部（高松）の各班長は、事故状況の把握等を行うため、速やかに次に掲げる事項を実施し、事故および被害状況等を迅速かつ的確に収集し、災害対策本部（高松）の本部長に報告する。</p> <p>a. テレビ会議システムの起動 b. その他必要と認める事項</p> <p>(4) 災害対策本部（松山）の各班長は、事故状況の把握等を行うため、速やかに次に掲げる事項を実施し、事故および被害状況等を迅速かつ的確に収集し、災害対策本部（松山）の本部長に報告する。</p> <p>a. テレビ会議システムの起動 b. その他必要と認める事項</p> <p>4. 通話制限 発電所の災害対策本部総務班長、災害対策本部（高松）総務班長および災害対策本部（松山）総務班長は、原子力災害対策実施時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。</p>	<p>別表追加による表番号修正</p>

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画（11/67）

修正前	修正後	理由																								
<table border="1" data-bbox="845 520 1305 745"><thead><tr><th>種別</th><th>規程</th></tr></thead><tbody><tr><td>制定</td><td>平成12. 6.16</td></tr><tr><td>実施</td><td>平成12. 6.16</td></tr><tr><td>最終改正</td><td><u>令和 4.11.28</u></td></tr><tr><td>実施</td><td><u>令和 4.11.30</u></td></tr><tr><td>公布者</td><td>社長</td></tr></tbody></table> <p data-bbox="326 850 1083 1060">伊方発電所 原子力事業者防災業務計画別冊</p> <p data-bbox="489 1659 934 1827">令和<u>4</u>年<u>11</u>月 四国電力株式会社</p>	種別	規程	制定	平成12. 6.16	実施	平成12. 6.16	最終改正	<u>令和 4.11.28</u>	実施	<u>令和 4.11.30</u>	公布者	社長	<table border="1" data-bbox="2033 520 2507 745"><thead><tr><th>種別</th><th>規程</th></tr></thead><tbody><tr><td>制定</td><td>平成12. 6.16</td></tr><tr><td>実施</td><td>平成12. 6.16</td></tr><tr><td>最終改正</td><td><u>令和 5.〇.〇</u></td></tr><tr><td>実施</td><td><u>令和 5.〇.〇</u></td></tr><tr><td>公布者</td><td>社長</td></tr></tbody></table> <p data-bbox="1528 850 2285 1060">伊方発電所 原子力事業者防災業務計画別冊</p> <p data-bbox="1691 1659 2136 1827">令和<u>5</u>年<u>〇</u>月 四国電力株式会社</p>	種別	規程	制定	平成12. 6.16	実施	平成12. 6.16	最終改正	<u>令和 5.〇.〇</u>	実施	<u>令和 5.〇.〇</u>	公布者	社長	
種別	規程																									
制定	平成12. 6.16																									
実施	平成12. 6.16																									
最終改正	<u>令和 4.11.28</u>																									
実施	<u>令和 4.11.30</u>																									
公布者	社長																									
種別	規程																									
制定	平成12. 6.16																									
実施	平成12. 6.16																									
最終改正	<u>令和 5.〇.〇</u>																									
実施	<u>令和 5.〇.〇</u>																									
公布者	社長																									

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （12／67）

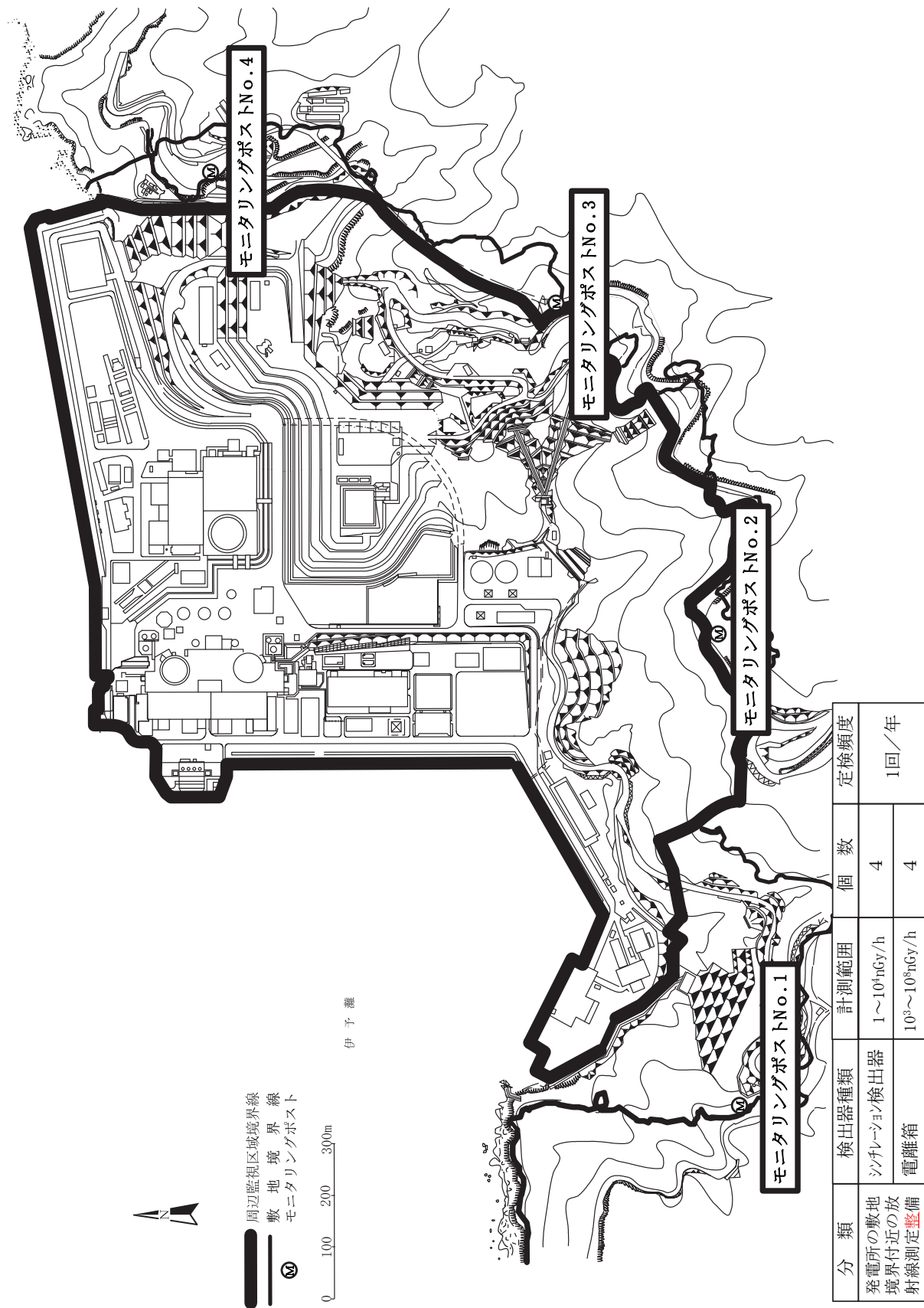
修 正 前	修 正 後	理 由
別表1-1 原子力防災要員の職務と配置 …………… 23	別表1-1 原子力防災要員の職務と配置 …………… 23	原子力災害医療活動の充実に伴う修正（別表追加）
別表2-1 非常準備体制の発令基準 …………… 24	別表2-1 非常準備体制の発令基準 …………… 24	
別表2-2 原災法第10条第1項に基づく通報基準 …………… 26	別表2-2 原災法第10条第1項に基づく通報基準 …………… 26	
別表2-3 原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 …………… 30	別表2-3 原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 …………… 30	
別表2-4 原子力防災資機材 …………… 33	別表2-4 原子力防災資機材 …………… 33	
別表2-5 原子力防災資機材以外の資機材 …………… 36	別表2-5 原子力防災資機材以外の資機材 …………… 36	
別表2- 6 原子力災害対策活動で使用する資料 …………… 41	<u>別表2-6 医療関連資機材 …………… 41</u>	
別表2- 7 原子力災害対策活動で使用する施設 …………… 42	別表2- 7 原子力災害対策活動で使用する資料 …………… 42	
別表2- 8 訓練の種類 …………… 44	別表2- 8 原子力災害対策活動で使用する施設 …………… 43	
別表2- 9 原子力緊急事態支援組織 …………… 45	別表2- 9 訓練の種類 …………… 45	
別表2- 10 緊急時対策支援システム(ERSS)伝送項目 …………… 47	<u>別表2-10 原子力安全研究協会 …………… 46</u>	
別表2- 11 EAL事象の判断基準解釈 …………… 55	別表2- 11 原子力緊急事態支援組織 …………… 47	
別表2- 12 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧表 …………… 113	別表2- 12 緊急時対策支援システム(ERSS)伝送項目 …………… 49	
別表4-1 緊急事態応急対策活動における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与 …………… 116	別表2- 13 EAL事象の判断基準解釈 …………… 57	
別表4-2 原子力防災組織業務の一部を委託するもの …………… 117	別表2- 14 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧表 …………… 115	
別表5-1 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与 …………… 121	別表4-1 緊急事態応急対策活動における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与 …………… 118	
別表6-1 他の原子力事業者への原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与 …………… 122	別表4-2 原子力防災組織業務の一部を委託するもの …………… 119	
	別表5-1 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与 …………… 123	
	別表6-1 他の原子力事業者への原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与 …………… 124	

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表 (案)

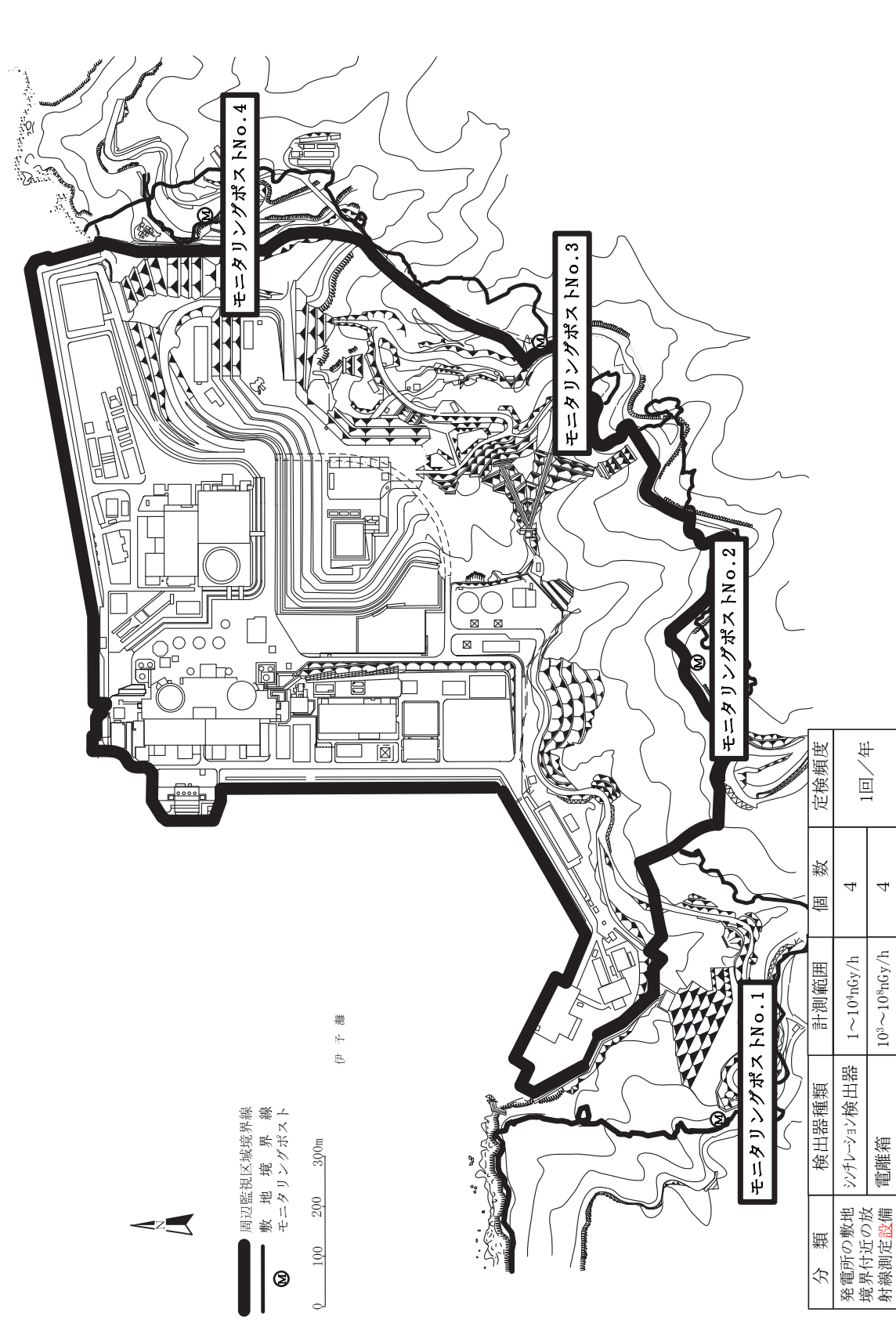
規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 (13/67)

別図2-1-7 発電所敷地境界付近の放射線測定整備

修正前



修正後



理由

記載の適正化
(誤記訂正)

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画（14/67）

修正前	修正後	理由
<p>機密情報に係る事項のため非公開</p>		<p>記載の適正化 (注記の削除)</p>

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画（15/67）

修正前							修正後							理由
別表2-4 原子力防災資機材（1/3）							別表2-4 原子力防災資機材（1/3）							
分類	法令による名称	具体的名称	数量	設置箇所・保管場所	点検内容※1	点検頻度※2	分類	法令による名称	具体的名称	数量	設置箇所・保管場所	点検内容※1	点検頻度※2	
放射線障害防護用具	汚染防護服	防護衣	140組	緊急時対策所(EL. 32m)	外観点検	1回/年	放射線障害防護用具	汚染防護服	防護衣	140組	緊急時対策所(EL. 32m)	外観点検	1回/年	
			140組	総合事務所内緊急時対策所						140組	総合事務所内緊急時対策所			
	呼吸用ボンベ（交換用のものを含む。）その他の機器と一体となって使用する防護マスク	空気呼吸具	64個	1/2号機中央制御室 3号機中央制御室 出入管理室 1号機管理区域内 2号機管理区域内 3号機管理区域内 緊急時対策所(EL. 32m)待機所 その他発電所構内	機能確認	1回/Cy	放射線障害防護用具	呼吸用ボンベ（交換用のものを含む。）その他の機器と一体となって使用する防護マスク	空気呼吸具	64個	1/2号機中央制御室 3号機中央制御室 出入管理室 1号機管理区域内 2号機管理区域内 3号機管理区域内 緊急時対策所(EL. 32m)待機所 その他発電所構内	機能確認	1回/Cy	
				緊急時対策所(EL. 32m)							緊急時対策所(EL. 32m)			
フィルター付防護マスク	全面マスク (粉じん・よう素ガス用)	70個	緊急時対策所(EL. 32m)	外観点検	70個	非常用通信機器	フィルター付防護マスク	全面マスク (粉じん・よう素ガス用)	70個	緊急時対策所(EL. 32m)	外観点検	70個	緊急時対策所(EL. 32m)	
			70個						総合事務所内緊急時対策所	70個			総合事務所内緊急時対策所	
非常用通信機器	通常の業務に使用しない電話回線	緊急時用電話回線 (災害時優先回線を含む)	5回線	緊急時対策所(EL. 32m) 総合事務所内緊急時対策所	機能確認	非常用通信機器	通常の業務に使用しない電話回線	緊急時用電話回線 (災害時優先回線を含む)	5回線	緊急時対策所(EL. 32m) 総合事務所内緊急時対策所	機能確認	非常用通信機器		
	ファクシミリ装置	一斉ファックス (災害時優先回線を含む)	2台	緊急時対策所(EL. 32m)	機能確認		ファクシミリ装置	一斉ファックス (災害時優先回線を含む)	2台	緊急時対策所(EL. 32m)	機能確認		2台	緊急時対策所(EL. 32m)
			2台	総合事務所内緊急時対策所					2台	総合事務所内緊急時対策所				
特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器	携帯電話	20台	発電所主要課長以上が携行	機能確認	20台	発電所主要課長以上が携行	機能確認							
計測器等	排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器	排気筒ガスモニタ	6台	1号機管理区域内 2号機管理区域内 3号機管理区域内	機能確認	計測器等	排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器	排気筒ガスモニタ	6台	1号機管理区域内 2号機管理区域内 3号機管理区域内	機能確認	計測器等		
		Ge式多重波高分析装置	3台	放射能測定室	機能確認			Ge式多重波高分析装置	3台	放射能測定室	機能確認			
		廃棄物処理設備排水モニタ	3台	1号機管理区域内 2号機管理区域内 3号機管理区域内	機能確認			廃棄物処理設備排水モニタ	3台※3	1号機管理区域内※3 2号機管理区域内 3号機管理区域内	機能確認			
	ガンマ線測定用可搬式測定器	NaIシンチレーションサーベイメータ	16台	総合事務所内緊急時対策所、九町越寮、伊方アパート、オフサイトセンター、湊浦寮、八幡浜営業所、モニタ車等	機能確認		ガンマ線測定用可搬式測定器	NaIシンチレーションサーベイメータ	16台	総合事務所内緊急時対策所、九町越寮、伊方アパート、オフサイトセンター、湊浦寮、八幡浜営業所、モニタ車等	機能確認			
電離箱サーベイメータ		16台	機能確認	電離箱サーベイメータ	16台	機能確認								

※1：機能確認には外観点検を含む。外観点検には数量確認を含む。

※2：1回/Cy（サイクル）とは、原則として原子炉施設の定期事業者検査毎または特別な保全計画としての点検毎に行うことをいう。

※1：機能確認には外観点検を含む。外観点検には数量確認を含む。

※2：1回/Cy（サイクル）とは、原則として原子炉施設の定期事業者検査毎または特別な保全計画としての点検毎に行うことをいう。

※3：伊方発電所原子炉施設保安規定附則（令和5年2月16日）第1条第2項の適用日から、1号廃棄物処理設備排水モニタは廃止となるため、当該資機材数量は2台に変更となる。

伊方1号機廃止措置計画に基づく修正

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （16／67）

修正前							修正後							理由		
別表2-4 原子力防災資機材（3／3）							別表2-4 原子力防災資機材（3／3）									
分類	法令による名称		具体的名称	数量	設置箇所・保管場所	点検内容※1	点検頻度※2	分類	法令による名称		具体的名称	数量	設置箇所・保管場所	点検内容※1	点検頻度※2	
計測器等	その他	エリアモニタリング設備	格納容器高レンジエリアモニタ	4台	3号機格納容器内	機能確認	1回／Cy	計測器等	その他	エリアモニタリング設備	格納容器高レンジエリアモニタ	4台	3号機格納容器内	機能確認	1回／Cy	
			使用済燃料ピットモニタ	3台	1号機管理区域内 2号機管理区域内 3号機管理区域内	機能確認	1回／Cy				使用済燃料ピット モニタ <u>エリアモニタ</u>	3台	1号機管理区域内 2号機管理区域内 3号機管理区域内	機能確認	1回／Cy	
			可搬型エリアモニタ	1台	1号機管理区域内	機能確認	1回／Cy				可搬型エリアモニタ	1台	1号機管理区域内	機能確認	1回／Cy	
			補助建屋（家）換気空調系ガスモニタ	2台	2号機管理区域内 3号機管理区域内	機能確認	1回／Cy				補助建屋（家）換気空調系ガスモニタ	2台	2号機管理区域内 3号機管理区域内	機能確認	1回／Cy	
	環境中の放射線量または放射性物質の測定のための車両			モニタ車	2台	発電所構内	機能確認	道路運送車両法に基づく点検	環境中の放射線量または放射性物質の測定のための車両			モニタ車	2台	発電所構内	機能確認	道路運送車両法に基づく点検
				Na I フィールドモニタ	2台	モニタ車	機能確認	1回／Cy				Na I フィールドモニタ	2台	モニタ車	機能確認	1回／Cy
その他資機材			ヨウ化カリウムの製剤	15,000錠	緊急時対策所 (EL. 32m) 待機所	数量確認	1回／年	その他資機材			ヨウ化カリウムの製剤	15,000錠	緊急時対策所 (EL. 32m) 待機所	数量確認	1回／年	
				15,000錠	総合事務所内緊急時対策所							15,000錠	総合事務所内緊急時対策所			
				80,000錠	八幡浜営業所							80,000錠	八幡浜営業所			
			担架	3台	出入管理室、焼却炉建家	外観点検	1回／年				担架	3台	出入管理室、焼却炉建家	外観点検	1回／年	
			除染用具	1式	健康管理室	外観点検	1回／年				除染用具	1式	健康管理室	外観点検	1回／年	
			被ばく者の輸送のために使用可能な車両	1台	1/2号機側車庫	機能確認	道路運送車両法に基づく点検				被ばく者の輸送のために使用可能な車両	1台	1/2号機側車庫	機能確認	道路運送車両法に基づく点検	
			屋外消火栓設備または動力消防ポンプ設備	1式	発電所構内	機能確認	1回／年				屋外消火栓設備または動力消防ポンプ設備	1式	発電所構内	機能確認	1回／年	

記載の適正化
（誤記訂正）

※1：機能確認には外観点検を含む。外観点検には数量確認を含む。

※2：1回／Cy（サイクル）とは、原則として原子炉施設の定期事業者検査毎または特別な保全計画としての点検毎を行うことをいう。

※1：機能確認には外観点検を含む。外観点検には数量確認を含む。

※2：1回／Cy（サイクル）とは、原則として原子炉施設の定期事業者検査毎または特別な保全計画としての点検毎を行うことをいう。

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （17/67）

修正前						修正後						理由
別表2-5 原子力防災資機材以外の資機材（2/5）						別表2-5 原子力防災資機材以外の資機材（2/5）						
分類	名称	数量	設置箇所・保管場所	点検内容※1	点検頻度※2	分類	名称	数量	設置箇所・保管場所	点検内容※1	点検頻度※2	
テレビ会議システム	テレビ会議システム	1台	緊急時対策所(EL. 32m)	機能確認	1回/年	テレビ会議システム	テレビ会議システム	1台	緊急時対策所(EL. 32m)	機能確認	1回/年	
		3台	本店非常災害対策室、松山原子力本部非常災害対策室、総合事務所内緊急時対策所					3台	本店非常災害対策室、松山原子力本部非常災害対策室、総合事務所内緊急時対策所			
SPDS	安全パラメータ表示システム	1式	3号機原子炉補助建屋	機能確認	1回/1ヶ月	SPDS	安全パラメータ表示システム	1式	3号機原子炉補助建屋	機能確認	1回/1ヶ月	
	SPDS表示端末	2台	緊急時対策所(EL. 32m)	機能確認			1回/年	SPDS表示端末	2台	緊急時対策所(EL. 32m)		機能確認
		3台	本店非常災害対策室、松山原子力本部非常災害対策室、総合事務所内緊急時対策所		3台				本店非常災害対策室、松山原子力本部非常災害対策室、総合事務所内緊急時対策所			
計測器等	液体シンチレーションカウンタ	1台	環境測定室	機能確認	1回/Cy	計測器等	液体シンチレーションカウンタ	1台	環境測定室	機能確認	1回/Cy	
	全ベータ放射能測定装置	1台		機能確認			全ベータ放射能測定装置	1台		機能確認		
	環境試料前処理器材	1式		外観点検			環境試料前処理器材	1式		外観点検		
	ダストモニタ（モニタリングステーション）	1台	モニタリングステーション	機能確認	1回/Cy		ダストモニタ（モニタリングステーション）	モニタリングステーション	1台	機能確認		
	ヨウ素モニタ（モニタリングステーション）	1台		機能確認					ヨウ素モニタ（モニタリングステーション）	1台	機能確認	
	ホールボディカウンタ	2台	事務別館2階屋外 EL. 84m	機能確認	ホールボディカウンタ		2台	事務別館2階屋外 EL. 84m	機能確認			
車両	業務車	2台	1/2号機側車庫	機能確認	道路運送車両法に基づく点検	車両	業務車	2台	1/2号機側車庫	機能確認		
	広報車（スピーカー搭載車）	1台		機能確認			広報車（スピーカー搭載車）	1台		機能確認		
	マイクロバス	1台		機能確認			マイクロバス	1台		機能確認		
	緊急車	1台	八幡浜営業所	機能確認			緊急車	1台	八幡浜営業所	機能確認		
原子力災害医療活動用資機材	吸引器	1台	健康管理室（救護処置室）	機能確認	1回/年	※1：機能確認には外観点検を含む。外観点検には数量確認を含む。 ※2：1回/Cy（サイクル）とは、原則として原子炉施設の定期事業者検査毎または特別な保全計画としての点検毎を行うことをいう。						
	血圧計	2台		機能確認								
	酸素蘇生器	2台		機能確認								
	放射能除染室（備付設備を含む）	1式	事務別館1階	機能確認								

医療関連資機材の別表へ記載場所変更

※1：機能確認には外観点検を含む。外観点検には数量確認を含む。
 ※2：1回/Cy（サイクル）とは、原則として原子炉施設の定期事業者検査毎または特別な保全計画としての点検毎を行うことをいう。

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画（18/67）

修正前	修正後	理由																																								
<p><u>新規作成</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>別表2-6 医療関連資機材</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%; text-align: center;">分類</th> <th style="width: 35%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 10%; text-align: center;">数量</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">設置箇所・ 保管場所</th> <th style="width: 15%; text-align: center;">点検内容※1</th> <th style="width: 15%; text-align: center;">点検頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">医療関連 資機材</td> <td><u>吸引器</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1台</u></td> <td rowspan="9" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>健康管理室 (救護処置室)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>機能確認</u></td> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>1回/年</u></td> </tr> <tr> <td><u>血圧計</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2台</u></td> <td style="text-align: center;"><u>機能確認</u></td> </tr> <tr> <td><u>酸素蘇生器</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2台</u></td> <td style="text-align: center;"><u>機能確認</u></td> </tr> <tr> <td><u>AED</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1台</u></td> <td style="text-align: center;"><u>機能確認</u></td> </tr> <tr> <td><u>アンビュバック</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1個</u></td> <td style="text-align: center;"><u>外観確認</u></td> </tr> <tr> <td><u>ストレッチャー</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1台</u></td> <td style="text-align: center;"><u>外観確認</u></td> </tr> <tr> <td><u>担架</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1台</u></td> <td style="text-align: center;"><u>外観確認</u></td> </tr> <tr> <td><u>点滴台</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1台</u></td> <td style="text-align: center;"><u>外観確認</u></td> </tr> <tr> <td><u>車椅子</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1台</u></td> <td style="text-align: center;"><u>外観確認</u></td> </tr> <tr> <td><u>放射能除染室（備付設備を含む）</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1式</u></td> <td style="text-align: center;"><u>事務別館1階</u></td> <td style="text-align: center;"><u>機能確認</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※1：機能確認には外観点検を含む。外観点検には数量確認を含む。</p>	分類	名称	数量	設置箇所・ 保管場所	点検内容※1	点検頻度	医療関連 資機材	<u>吸引器</u>	<u>1台</u>	<u>健康管理室 (救護処置室)</u>	<u>機能確認</u>	<u>1回/年</u>	<u>血圧計</u>	<u>2台</u>	<u>機能確認</u>	<u>酸素蘇生器</u>	<u>2台</u>	<u>機能確認</u>	<u>AED</u>	<u>1台</u>	<u>機能確認</u>	<u>アンビュバック</u>	<u>1個</u>	<u>外観確認</u>	<u>ストレッチャー</u>	<u>1台</u>	<u>外観確認</u>	<u>担架</u>	<u>1台</u>	<u>外観確認</u>	<u>点滴台</u>	<u>1台</u>	<u>外観確認</u>	<u>車椅子</u>	<u>1台</u>	<u>外観確認</u>	<u>放射能除染室（備付設備を含む）</u>	<u>1式</u>	<u>事務別館1階</u>	<u>機能確認</u>	<p>原子力災害医療活動の充実に伴う修正（医療資機材の別表追加）</p>
分類	名称	数量	設置箇所・ 保管場所	点検内容※1	点検頻度																																					
医療関連 資機材	<u>吸引器</u>	<u>1台</u>	<u>健康管理室 (救護処置室)</u>	<u>機能確認</u>	<u>1回/年</u>																																					
	<u>血圧計</u>	<u>2台</u>		<u>機能確認</u>																																						
	<u>酸素蘇生器</u>	<u>2台</u>		<u>機能確認</u>																																						
	<u>AED</u>	<u>1台</u>		<u>機能確認</u>																																						
	<u>アンビュバック</u>	<u>1個</u>		<u>外観確認</u>																																						
	<u>ストレッチャー</u>	<u>1台</u>		<u>外観確認</u>																																						
	<u>担架</u>	<u>1台</u>		<u>外観確認</u>																																						
	<u>点滴台</u>	<u>1台</u>		<u>外観確認</u>																																						
	<u>車椅子</u>	<u>1台</u>		<u>外観確認</u>																																						
	<u>放射能除染室（備付設備を含む）</u>	<u>1式</u>	<u>事務別館1階</u>	<u>機能確認</u>																																						

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （19/67）

修正前	修正後	理由
別表2-6 原子力災害対策活動で使用する資料	別表2-7 原子力災害対策活動で使用する資料	別表追加による表番号修正
資料名	資料名	
1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図（1/25, 000）※ ② 発電所周辺地域地図（1/50, 000）※	1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図（1/25, 000）※ ② 発電所周辺地域地図（1/50, 000）※	
2. 発電所周辺航空写真パネル※	2. 発電所周辺航空写真パネル※	
3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ※ ② 毎時観測データ※	3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ※ ② 毎時観測データ※	
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図※ ② 環境試料サンプリング位置図※ ③ 環境モニタリング測定データ※	4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図※ ② 環境試料サンプリング位置図※ ③ 環境モニタリング測定データ※	
5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表	5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表	
6. 主要系統模式図（各ユニット）	6. 主要系統模式図（各ユニット）	
7. 原子炉設置許可申請書（各ユニット）※	7. 原子炉設置許可申請書（各ユニット）※	
8. 系統図およびプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図※	8. 系統図およびプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図※	
9. プラント関係プロセスおよび放射線計測器配置図（各ユニット）	9. プラント関係プロセスおよび放射線計測器配置図（各ユニット）	
10. プラント主要設備概要（各ユニット）	10. プラント主要設備概要（各ユニット）	
11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表（各ユニット）	11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表（各ユニット）	
12. 規定類 ① 原子炉施設保安規定※ ② 伊方発電所 原子力事業者防災業務計画※	12. 規定類 ① 原子炉施設保安規定※ ② 伊方発電所 原子力事業者防災業務計画※	
13. 事故時操作基準	13. 事故時操作基準	
□：原災法第12条第4項に基づき、オフサイトセンターに備え付けるため、内閣総理大臣に提出する書類 ※：原子力事業所災害対策支援拠点で使用する資料	□：原災法第12条第4項に基づき、オフサイトセンターに備え付けるため、内閣総理大臣に提出する書類 ※：原子力事業所災害対策支援拠点で使用する資料	

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画（20/67）

修正前	修正後	理由																																																																								
別表2-7 原子力災害対策活動で使用する施設	別表2-8 原子力災害対策活動で使用する施設	別表追加による表番号修正																																																																								
<p>1. 緊急時対策所</p> <p>(1) 緊急時対策所(EL.32m)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">所在地</td> <td>愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3 四国電力伊方発電所 構内(EL.32m)</td> </tr> <tr> <td>建物の仕様</td> <td>耐震構造</td> </tr> <tr> <td>床面積</td> <td>約200m²</td> </tr> <tr> <td>放射線防護対策</td> <td>よう素除去フィルタを備えた空調設備を設置 コンクリート壁等による遮へい構造</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>発電所非常用母線 緊急時対策所用発電機(容量150kVA)</td> </tr> <tr> <td>燃料(軽油)</td> <td>タンク容量:250L(補給は、タンクローリー、ヘリコプター、タグボートにより実施)</td> </tr> </table> <p>(2) 総合事務所内緊急時対策所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">所在地</td> <td>愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3 四国電力伊方発電所 総合事務所内</td> </tr> <tr> <td>建物の仕様</td> <td>免震構造</td> </tr> <tr> <td>床面積</td> <td>約600m²</td> </tr> <tr> <td>放射線防護対策</td> <td>よう素除去フィルタを備えた空調設備を設置 コンクリート壁等による遮へい構造</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>発電所非常用母線 ガスタービン発電機(容量1,000kVA)</td> </tr> <tr> <td>燃料(重油)</td> <td>タンク容量:35kL(補給は、タンクローリー、ヘリコプター、タグボートにより実施)</td> </tr> </table> <p>2. 原子力事業所災害対策支援拠点の候補</p> <p>(1) 四国電力送配電株式会社大洲事業所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">所在地</td> <td>愛媛県大洲市若宮535の2</td> </tr> <tr> <td>発電所からの方位、距離</td> <td>東 約20km</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>約1700m²</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>発電機車または可搬型発電機</td> </tr> <tr> <td>通信機器</td> <td>衛星電話*、FAX(内線1回線、外線2回線)、 社内IP電話</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は最寄りの小売店から 調達</td> </tr> </table> <p>※愛媛支店または宇和島営業所等から、可搬型アンテナを小型車両等で搬送</p>	所在地	愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3 四国電力伊方発電所 構内(EL.32m)	建物の仕様	耐震構造	床面積	約200m ²	放射線防護対策	よう素除去フィルタを備えた空調設備を設置 コンクリート壁等による遮へい構造	非常用電源	発電所非常用母線 緊急時対策所用発電機(容量150kVA)	燃料(軽油)	タンク容量:250L(補給は、タンクローリー、ヘリコプター、タグボートにより実施)	所在地	愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3 四国電力伊方発電所 総合事務所内	建物の仕様	免震構造	床面積	約600m ²	放射線防護対策	よう素除去フィルタを備えた空調設備を設置 コンクリート壁等による遮へい構造	非常用電源	発電所非常用母線 ガスタービン発電機(容量1,000kVA)	燃料(重油)	タンク容量:35kL(補給は、タンクローリー、ヘリコプター、タグボートにより実施)	所在地	愛媛県大洲市若宮535の2	発電所からの方位、距離	東 約20km	敷地面積	約1700m ²	非常用電源	発電機車または可搬型発電機	通信機器	衛星電話*、FAX(内線1回線、外線2回線)、 社内IP電話	その他	消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は最寄りの小売店から 調達	<p>1. 緊急時対策所</p> <p>(1) 緊急時対策所(EL.32m)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">所在地</td> <td>愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3 四国電力伊方発電所 構内(EL.32m)</td> </tr> <tr> <td>建物の仕様</td> <td>耐震構造</td> </tr> <tr> <td>床面積</td> <td>約200m²</td> </tr> <tr> <td>放射線防護対策</td> <td>よう素除去フィルタを備えた空調設備を設置 コンクリート壁等による遮へい構造</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>発電所非常用母線 緊急時対策所用発電機(容量150kVA)</td> </tr> <tr> <td>燃料(軽油)</td> <td>タンク容量:250L(補給は、タンクローリー、ヘリコプター、タグボートにより実施)</td> </tr> </table> <p>(2) 総合事務所内緊急時対策所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">所在地</td> <td>愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3 四国電力伊方発電所 総合事務所内</td> </tr> <tr> <td>建物の仕様</td> <td>免震構造</td> </tr> <tr> <td>床面積</td> <td>約600m²</td> </tr> <tr> <td>放射線防護対策</td> <td>よう素除去フィルタを備えた空調設備を設置 コンクリート壁等による遮へい構造</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>発電所非常用母線 ガスタービン発電機(容量1,000kVA)</td> </tr> <tr> <td>燃料(重油)</td> <td>タンク容量:35kL(補給は、タンクローリー、ヘリコプター、タグボートにより実施)</td> </tr> </table> <p>2. 原子力事業所災害対策支援拠点の候補</p> <p>(1) 四国電力送配電株式会社大洲事業所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">所在地</td> <td>愛媛県大洲市若宮535の2</td> </tr> <tr> <td>発電所からの方位、距離</td> <td>東 約20km</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>約1700m²</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>発電機車または可搬型発電機</td> </tr> <tr> <td>通信機器</td> <td>衛星電話*、FAX(内線1回線、外線2回線)、 社内IP電話</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は最寄りの小売店から 調達</td> </tr> </table> <p>※愛媛支店または宇和島営業所等から、可搬型アンテナを小型車両等で搬送</p>	所在地	愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3 四国電力伊方発電所 構内(EL.32m)	建物の仕様	耐震構造	床面積	約200m ²	放射線防護対策	よう素除去フィルタを備えた空調設備を設置 コンクリート壁等による遮へい構造	非常用電源	発電所非常用母線 緊急時対策所用発電機(容量150kVA)	燃料(軽油)	タンク容量:250L(補給は、タンクローリー、ヘリコプター、タグボートにより実施)	所在地	愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3 四国電力伊方発電所 総合事務所内	建物の仕様	免震構造	床面積	約600m ²	放射線防護対策	よう素除去フィルタを備えた空調設備を設置 コンクリート壁等による遮へい構造	非常用電源	発電所非常用母線 ガスタービン発電機(容量1,000kVA)	燃料(重油)	タンク容量:35kL(補給は、タンクローリー、ヘリコプター、タグボートにより実施)	所在地	愛媛県大洲市若宮535の2	発電所からの方位、距離	東 約20km	敷地面積	約1700m ²	非常用電源	発電機車または可搬型発電機	通信機器	衛星電話*、FAX(内線1回線、外線2回線)、 社内IP電話	その他	消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は最寄りの小売店から 調達	
所在地	愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3 四国電力伊方発電所 構内(EL.32m)																																																																									
建物の仕様	耐震構造																																																																									
床面積	約200m ²																																																																									
放射線防護対策	よう素除去フィルタを備えた空調設備を設置 コンクリート壁等による遮へい構造																																																																									
非常用電源	発電所非常用母線 緊急時対策所用発電機(容量150kVA)																																																																									
燃料(軽油)	タンク容量:250L(補給は、タンクローリー、ヘリコプター、タグボートにより実施)																																																																									
所在地	愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3 四国電力伊方発電所 総合事務所内																																																																									
建物の仕様	免震構造																																																																									
床面積	約600m ²																																																																									
放射線防護対策	よう素除去フィルタを備えた空調設備を設置 コンクリート壁等による遮へい構造																																																																									
非常用電源	発電所非常用母線 ガスタービン発電機(容量1,000kVA)																																																																									
燃料(重油)	タンク容量:35kL(補給は、タンクローリー、ヘリコプター、タグボートにより実施)																																																																									
所在地	愛媛県大洲市若宮535の2																																																																									
発電所からの方位、距離	東 約20km																																																																									
敷地面積	約1700m ²																																																																									
非常用電源	発電機車または可搬型発電機																																																																									
通信機器	衛星電話*、FAX(内線1回線、外線2回線)、 社内IP電話																																																																									
その他	消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は最寄りの小売店から 調達																																																																									
所在地	愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3 四国電力伊方発電所 構内(EL.32m)																																																																									
建物の仕様	耐震構造																																																																									
床面積	約200m ²																																																																									
放射線防護対策	よう素除去フィルタを備えた空調設備を設置 コンクリート壁等による遮へい構造																																																																									
非常用電源	発電所非常用母線 緊急時対策所用発電機(容量150kVA)																																																																									
燃料(軽油)	タンク容量:250L(補給は、タンクローリー、ヘリコプター、タグボートにより実施)																																																																									
所在地	愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3 四国電力伊方発電所 総合事務所内																																																																									
建物の仕様	免震構造																																																																									
床面積	約600m ²																																																																									
放射線防護対策	よう素除去フィルタを備えた空調設備を設置 コンクリート壁等による遮へい構造																																																																									
非常用電源	発電所非常用母線 ガスタービン発電機(容量1,000kVA)																																																																									
燃料(重油)	タンク容量:35kL(補給は、タンクローリー、ヘリコプター、タグボートにより実施)																																																																									
所在地	愛媛県大洲市若宮535の2																																																																									
発電所からの方位、距離	東 約20km																																																																									
敷地面積	約1700m ²																																																																									
非常用電源	発電機車または可搬型発電機																																																																									
通信機器	衛星電話*、FAX(内線1回線、外線2回線)、 社内IP電話																																																																									
その他	消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は最寄りの小売店から 調達																																																																									

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （21／67）

修正前				修正後				理由
別表2-8 訓練の種類								別表追加による表番号修正
訓練の種類	対象者	頻度	訓練内容	訓練の種類	対象者	頻度	訓練内容	
防災訓練	発電所、本店、松山原子力本部および東京支社の原子力防災要員および災害対策要員	1回/年	放射性物質の放出を伴う事象を想定し、非常体制を発令し、原子力防災要員および災害対策要員を非常招集し、活動を行う。	防災訓練	発電所、本店、松山原子力本部および東京支社の原子力防災要員および災害対策要員	1回/年	放射性物質の放出を伴う事象を想定し、非常体制を発令し、原子力防災要員および災害対策要員を非常招集し、活動を行う。	
AM訓練	発電所の原子力防災要員	1回/年	アクシデントマネジメントを踏まえた事象を想定し、原子力防災要員による活動を行う。	AM訓練	発電所の原子力防災要員	1回/年	アクシデントマネジメントを踏まえた事象を想定し、原子力防災要員による活動を行う。	
緊急時対応訓練	発電所の原子力防災要員	1回/年	全交流電源喪失を想定し、原子力防災要員による活動を行う。	緊急時対応訓練	発電所の原子力防災要員	1回/年	全交流電源喪失を想定し、原子力防災要員による活動を行う。	
緊急事態支援組織対応訓練	発電所、本店の原子力防災要員および災害対策要員	1回/年	原子力緊急事態支援組織との連携について、原子力防災要員および災害対策要員による活動を行う。	緊急事態支援組織対応訓練	発電所、本店の原子力防災要員および災害対策要員	1回/年	原子力緊急事態支援組織との連携について、原子力防災要員および災害対策要員による活動を行う。	
通報訓練	原子力防災管理者、副原子力防災管理者、連絡担当者および連絡担当者	4回/年	発電所における原子力災害等の異常事象の発生を想定し、原子力防災管理者、副原子力防災管理者、連絡担当者および連絡担当者による通報連絡に係る活動を行う。	通報訓練	原子力防災管理者、副原子力防災管理者、連絡担当者および連絡担当者	4回/年	発電所における原子力災害等の異常事象の発生を想定し、原子力防災管理者、副原子力防災管理者、連絡担当者および連絡担当者による通報連絡に係る活動を行う。	
原子力災害医療訓練	発電所原子力防災組織の総務班、技術支援班および当直員	1回/年	管理区域内で負傷者が発生したことを想定して、負傷者の搬出、汚染の除去および応急処置等の訓練を行う。	原子力災害医療訓練	発電所原子力防災組織の総務班、技術支援班および当直員	1回/年	管理区域内で負傷者が発生したことを想定して、負傷者の搬出、汚染の除去および応急処置等の訓練を行う。	
モニタリング訓練	発電所原子力防災組織の技術支援班	1回/年	空間線量当量率測定用サーベイメータおよび汚染密度測定用サーベイメータ等を用いて、緊急時のモニタリング訓練等を行う。	モニタリング訓練	発電所原子力防災組織の技術支援班	1回/年	空間線量当量率測定用サーベイメータおよび汚染密度測定用サーベイメータ等を用いて、緊急時のモニタリング訓練等を行う。	
避難誘導訓練	発電所原子力防災組織の総務班他	1回/年	見学者来訪時に緊急事態が発生したことを想定して、避難誘導の訓練を行う。	避難誘導訓練	発電所原子力防災組織の総務班他	1回/年	見学者来訪時に緊急事態が発生したことを想定して、避難誘導の訓練を行う。	
別表2-9 訓練の種類								
訓練の種類	対象者	頻度	訓練内容	訓練の種類	対象者	頻度	訓練内容	
防災訓練	発電所、本店、松山原子力本部および東京支社の原子力防災要員および災害対策要員	1回/年	放射性物質の放出を伴う事象を想定し、非常体制を発令し、原子力防災要員および災害対策要員を非常招集し、活動を行う。	防災訓練	発電所、本店、松山原子力本部および東京支社の原子力防災要員および災害対策要員	1回/年	放射性物質の放出を伴う事象を想定し、非常体制を発令し、原子力防災要員および災害対策要員を非常招集し、活動を行う。	
AM訓練	発電所の原子力防災要員	1回/年	アクシデントマネジメントを踏まえた事象を想定し、原子力防災要員による活動を行う。	AM訓練	発電所の原子力防災要員	1回/年	アクシデントマネジメントを踏まえた事象を想定し、原子力防災要員による活動を行う。	
緊急時対応訓練	発電所の原子力防災要員	1回/年	全交流電源喪失を想定し、原子力防災要員による活動を行う。	緊急時対応訓練	発電所の原子力防災要員	1回/年	全交流電源喪失を想定し、原子力防災要員による活動を行う。	
緊急事態支援組織対応訓練	発電所、本店の原子力防災要員および災害対策要員	1回/年	原子力緊急事態支援組織との連携について、原子力防災要員および災害対策要員による活動を行う。	緊急事態支援組織対応訓練	発電所、本店の原子力防災要員および災害対策要員	1回/年	原子力緊急事態支援組織との連携について、原子力防災要員および災害対策要員による活動を行う。	
通報訓練	原子力防災管理者、副原子力防災管理者、連絡担当者および連絡担当者	4回/年	発電所における原子力災害等の異常事象の発生を想定し、原子力防災管理者、副原子力防災管理者、連絡担当者および連絡担当者による通報連絡に係る活動を行う。	通報訓練	原子力防災管理者、副原子力防災管理者、連絡担当者および連絡担当者	4回/年	発電所における原子力災害等の異常事象の発生を想定し、原子力防災管理者、副原子力防災管理者、連絡担当者および連絡担当者による通報連絡に係る活動を行う。	
原子力災害医療訓練	発電所原子力防災組織の総務班、技術支援班および当直員	1回/年	管理区域内で負傷者が発生したことを想定して、負傷者の搬出、汚染の除去および応急処置等の訓練を行う。	原子力災害医療訓練	発電所原子力防災組織の総務班、技術支援班および当直員	1回/年	管理区域内で負傷者が発生したことを想定して、負傷者の搬出、汚染の除去および応急処置等の訓練を行う。	
モニタリング訓練	発電所原子力防災組織の技術支援班	1回/年	空間線量当量率測定用サーベイメータおよび汚染密度測定用サーベイメータ等を用いて、緊急時のモニタリング訓練等を行う。	モニタリング訓練	発電所原子力防災組織の技術支援班	1回/年	空間線量当量率測定用サーベイメータおよび汚染密度測定用サーベイメータ等を用いて、緊急時のモニタリング訓練等を行う。	
避難誘導訓練	発電所原子力防災組織の総務班他	1回/年	見学者来訪時に緊急事態が発生したことを想定して、避難誘導の訓練を行う。	避難誘導訓練	発電所原子力防災組織の総務班他	1回/年	見学者来訪時に緊急事態が発生したことを想定して、避難誘導の訓練を行う。	

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画（22/67）

修正前	修正後	理由																						
<p><u>新規作成</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>別表2-10 原子力安全研究協会</u></p> <p><u>1. 原子力安全研究協会の概要</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"><u>名称</u></td> <td><u>公益財団法人 原子力安全研究協会</u></td> </tr> <tr> <td><u>所在地</u></td> <td><u>東京都港区新橋5丁目18番7号</u></td> </tr> </table> <p><u>2. 平常時の主なオンサイト医療業務</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"><u>医師等の待機等</u></td> <td><u>災害発生時に備えた医師等の要員が待機し、保有資機材を使用可能な状態に整備する。</u></td> </tr> <tr> <td><u>原子力事業者との連携</u></td> <td><u>災害発生時の情報伝達および連携維持のため、原子力事業者の施設・資機材の確認を定期的（1回/年）に実施する。</u></td> </tr> <tr> <td><u>原子力防災訓練への協力</u></td> <td><u>原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、情報連携対応と移動手段の確認に関する改善事項を確認する。</u></td> </tr> </table> <p><u>3. 原子力災害発生時の原子力安全研究協会の対応および発災事業者への医療支援内容</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;"> 原子力災害 医療支援要請 出動 指示 </p> <pre> graph LR A[発災事業者*] -- "原子力災害医療支援要請" --> B[原子力安全研究協会] B -- "出動指示" --> C[原子力安全研究協会 医師等の要員] C -- "状況報告" --> A </pre> <p style="text-align: center; font-size: small;">※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p> </div> <p><u>発災事業者への支援内容</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本発災事業者からの支援要請後、原子力安全研究協会の医師等の要員を召集し、資機材の準備を実施した後、医師等の要員を派遣する。 ・発電所構内で発生した負傷者等に対して行う医療活動を支援する。 <p><u>4. 保有資機材一覧</u></p> <p style="font-size: small;">原子力安全研究協会は、下表の資機材について、1回/年の保守点検を行う。また、故障、点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"><u>分類</u></th> <th style="width: 70%;"><u>名称</u></th> <th style="width: 20%;"><u>数量</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;"><u>現地活動用 資機材</u></td> <td><u>医療用資機材</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1式</u></td> </tr> <tr> <td><u>通信用資機材</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1式</u></td> </tr> <tr> <td><u>放射線管理資機材</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1式</u></td> </tr> <tr> <td><u>一般資機材</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1式</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>名称</u>	<u>公益財団法人 原子力安全研究協会</u>	<u>所在地</u>	<u>東京都港区新橋5丁目18番7号</u>	<u>医師等の待機等</u>	<u>災害発生時に備えた医師等の要員が待機し、保有資機材を使用可能な状態に整備する。</u>	<u>原子力事業者との連携</u>	<u>災害発生時の情報伝達および連携維持のため、原子力事業者の施設・資機材の確認を定期的（1回/年）に実施する。</u>	<u>原子力防災訓練への協力</u>	<u>原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、情報連携対応と移動手段の確認に関する改善事項を確認する。</u>	<u>分類</u>	<u>名称</u>	<u>数量</u>	<u>現地活動用 資機材</u>	<u>医療用資機材</u>	<u>1式</u>	<u>通信用資機材</u>	<u>1式</u>	<u>放射線管理資機材</u>	<u>1式</u>	<u>一般資機材</u>	<u>1式</u>	<p>原子力災害医療活動の充実に伴う修正（原子力安全研究協会の別表追加）</p>
<u>名称</u>	<u>公益財団法人 原子力安全研究協会</u>																							
<u>所在地</u>	<u>東京都港区新橋5丁目18番7号</u>																							
<u>医師等の待機等</u>	<u>災害発生時に備えた医師等の要員が待機し、保有資機材を使用可能な状態に整備する。</u>																							
<u>原子力事業者との連携</u>	<u>災害発生時の情報伝達および連携維持のため、原子力事業者の施設・資機材の確認を定期的（1回/年）に実施する。</u>																							
<u>原子力防災訓練への協力</u>	<u>原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、情報連携対応と移動手段の確認に関する改善事項を確認する。</u>																							
<u>分類</u>	<u>名称</u>	<u>数量</u>																						
<u>現地活動用 資機材</u>	<u>医療用資機材</u>	<u>1式</u>																						
	<u>通信用資機材</u>	<u>1式</u>																						
	<u>放射線管理資機材</u>	<u>1式</u>																						
	<u>一般資機材</u>	<u>1式</u>																						

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （23/67）

修正前	修正後	理由																				
別表2- <u>9</u> 原子力緊急事態支援組織	別表2- <u>11</u> 原子力緊急事態支援組織	別表追加による表番号修正																				
<p>1. 原子力緊急事態支援組織の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>実施主体</td><td>日本原子力発電株式会社</td></tr> <tr><td>名称</td><td>美浜原子力緊急事態支援センター</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>福井県三方郡美浜町久々子38号36</td></tr> <tr><td>施設概要</td><td>事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート 等</td></tr> <tr><td>要員数</td><td>21名（組織長、支援組織要員）</td></tr> </table>	実施主体	日本原子力発電株式会社	名称	美浜原子力緊急事態支援センター	所在地	福井県三方郡美浜町久々子38号36	施設概要	事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート 等	要員数	21名（組織長、支援組織要員）	<p>1. 原子力緊急事態支援組織の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>実施主体</td><td>日本原子力発電株式会社</td></tr> <tr><td>名称</td><td>美浜原子力緊急事態支援センター</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>福井県三方郡美浜町久々子38号36</td></tr> <tr><td>施設概要</td><td>事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート 等</td></tr> <tr><td>要員数</td><td>21名（組織長、支援組織要員）</td></tr> </table>	実施主体	日本原子力発電株式会社	名称	美浜原子力緊急事態支援センター	所在地	福井県三方郡美浜町久々子38号36	施設概要	事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート 等	要員数	21名（組織長、支援組織要員）	
実施主体	日本原子力発電株式会社																					
名称	美浜原子力緊急事態支援センター																					
所在地	福井県三方郡美浜町久々子38号36																					
施設概要	事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート 等																					
要員数	21名（組織長、支援組織要員）																					
実施主体	日本原子力発電株式会社																					
名称	美浜原子力緊急事態支援センター																					
所在地	福井県三方郡美浜町久々子38号36																					
施設概要	事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート 等																					
要員数	21名（組織長、支援組織要員）																					
<p>2. 平常時の主な業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">資機材の集中管理</td> <td>保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。</td> </tr> <tr> <td>資機材の機能向上及び拡充</td> <td>国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。</td> </tr> <tr> <td>資機材操作要員の養成訓練</td> <td> 支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（1回/年）に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 </td> </tr> <tr> <td>原子力防災訓練への協力</td> <td>原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。</td> </tr> </table>	資機材の集中管理	保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。	資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。	資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（1回/年）に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等	原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。	<p>2. 平常時の主な業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">資機材の集中管理</td> <td>保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。</td> </tr> <tr> <td>資機材の機能向上及び拡充</td> <td>国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。</td> </tr> <tr> <td>資機材操作要員の養成訓練</td> <td> 支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（1回/年）に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 </td> </tr> <tr> <td>原子力防災訓練への協力</td> <td>原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。</td> </tr> </table>	資機材の集中管理	保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。	資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。	資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（1回/年）に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等	原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。					
資機材の集中管理	保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。																					
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。																					
資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（1回/年）に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等																					
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。																					
資機材の集中管理	保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。																					
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。																					
資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（1回/年）に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等																					
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。																					

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （24/67）

修正前				修正後				理由
別表2-10 緊急時対策支援システム(ERSS)伝送項目				別表2-12 緊急時対策支援システム(ERSS)伝送項目				別表追加による表番号修正
伊方1号機				伊方1号機				
No.	常時伝送項目	工学単位	備考	No.	常時伝送項目	工学単位	備考	
1	格納容器排気筒ガスモニタ(R-24)	cpm		1	格納容器排気筒ガスモニタ(R-24)	cpm		
2	格納容器排気筒高レンジガスモニタ(R-42A)	cpm		2	格納容器排気筒高レンジガスモニタ(R-42A)	cpm		
3	格納容器排気筒高レンジガスモニタ(R-42B)	cpm		3	格納容器排気筒高レンジガスモニタ(R-42B)	cpm		
4	補助建家排気筒ガスモニタ(R-14)	cpm		4	補助建家排気筒ガスモニタ(R-14)	cpm		
5	補助建家排気筒高レンジガスモニタ(R-43A)	cpm		5	補助建家排気筒高レンジガスモニタ(R-43A)	cpm		
6	補助建家排気筒高レンジガスモニタ(R-43B)	cpm		6	補助建家排気筒高レンジガスモニタ(R-43B)	cpm		
7	風向(気象鉄塔)	度		7	風向(気象鉄塔)	度		
8	風速(アナログ)(気象鉄塔)	m/s		8	風速(アナログ)(気象鉄塔)	m/s		
9	大気安定度	-		9	大気安定度	-		
10	モニタステーション空間γ線量率	nGy/h		10	モニタステーション空間γ線量率	nGy/h		
11	モニタポストNO.1空間γ線量率	nGy/h		11	モニタポストNO.1空間γ線量率	nGy/h		
12	モニタポストNO.2空間γ線量率	nGy/h		12	モニタポストNO.2空間γ線量率	nGy/h		
13	モニタポストNO.3空間γ線量率	nGy/h		13	モニタポストNO.3空間γ線量率	nGy/h		
14	モニタポストNO.4空間γ線量率	nGy/h		14	モニタポストNO.4空間γ線量率	nGy/h		
15	6-1C母線電圧(RS相)	kV		15	6-1C母線電圧(RS相)	kV		
16	6-1D母線電圧(RS相)	kV		16	6-1D母線電圧(RS相)	kV		
17	放水口水モニタ(1,2号用)	cps		17	放水口水モニタ(1,2号用)	cps		

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （25／67）

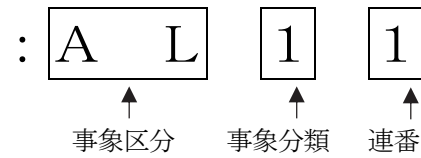
修 正 前				修 正 後				理 由	
伊方3号機（3／6）				伊方3号機（3／6）					
No.	常時伝送項目	工学単位	備 考	No.	常時伝送項目	工学単位	備 考		
87	6-3C号機間連絡遮断器投入(52T3C)	—		87	6-3C号機間連絡遮断器投入(52T3C)	—			
88	6-3D号機間連絡遮断器投入(52T3D)	—		88	6-3D号機間連絡遮断器投入(52T3D)	—			
89	ディーゼル発電機A電圧(R-S相)	kV		89	ディーゼル発電機A電圧(R-S相)	kV			
90	ディーゼル発電機B電圧(R-S相)	kV		90	ディーゼル発電機B電圧(R-S相)	kV			
91	ディーゼル発電機A遮断器	—		91	ディーゼル発電機A遮断器	—			
92	ディーゼル発電機B遮断器	—		92	ディーゼル発電機B遮断器	—			
93	直流電源装置A電圧	V		93	直流電源装置A電圧	V			
94	直流電源装置B電圧	V		94	直流電源装置B電圧	V			
95	四国中央西幹線1L電圧(R-S相)	kV		95	四国中央西幹線1L電圧(R-S相)	kV			
96	四国中央西幹線2L電圧(R-S相)	kV		96	四国中央西幹線2L電圧(R-S相)	kV			
97	伊方北幹線1号線電圧	kV		97	伊方北幹線1号線電圧	kV			
98	伊方北幹線2号線電圧	kV		98	伊方北幹線2号線電圧	kV			
99	伊方南幹線1号線電圧	kV		99	伊方南幹線1号線電圧	kV			
100	伊方南幹線2号線電圧	kV		100	伊方南幹線2号線電圧	kV			
101	平バエ支線電圧	kV		101	平バエ支線電圧	kV			
102	復水器排気ガスモニタ(R-15)	cpm		102	復水器排気ガスモニタ(R-15)	cpm			
103	蒸気発生器ブローダウン水モニタ(R-19)	cpm		103	蒸気発生器ブローダウン水モニタ(R-19)	cpm			
104	蒸気発生器A広域水位CH1	%		104	蒸気発生器A広域水位CH1	%			
105	蒸気発生器B広域水位CH2	%		105	蒸気発生器B広域水位CH2	%			
106	蒸気発生器C広域水位CH3	%		106	蒸気発生器C広域水位CH3	%			
107	蒸気発生器A狭域水位CH1	%		107	蒸気発生器A狭域水位CH1	%			
108	蒸気発生器A狭域水位CH2	%		108	蒸気発生器A狭域水位CH2	%			
109	蒸気発生器A狭域水位CH3	%		109	蒸気発生器A狭域水位CH3	%			
110	蒸気発生器A狭域水位CH4	%		110	蒸気発生器A狭域水位CH4	%			
111	蒸気発生器B狭域水位CH1	%		111	蒸気発生器B狭域水位CH1	%			
112	蒸気発生器B狭域水位CH2	%		112	蒸気発生器B狭域水位CH2	%			
113	蒸気発生器B狭域水位CH3	%		113	蒸気発生器B狭域水位CH3	%			
114	蒸気発生器B狭域水位CH4	%		114	蒸気発生器B狭域水位CH4	%			
115	蒸気発生器C狭域水位CH1	%		115	蒸気発生器C狭域水位CH1	%			
116	蒸気発生器C狭域水位CH2	%		116	蒸気発生器C狭域水位CH2	%			
117	蒸気発生器C狭域水位CH3	%		117	蒸気発生器C狭域水位CH3	%			
118	蒸気発生器C狭域水位CH4	%		118	蒸気発生器C狭域水位CH4	%			
119	補助給水ラインA流量CH2	m ³ /h		119	補助給水ラインA流量CH2	m ³ /h			
120	補助給水ラインB流量CH3	m ³ /h		120	補助給水ラインB流量CH3	m ³ /h			
121	補助給水ラインC流量CH4	m ³ /h		121	補助給水ラインC流量CH4	m ³ /h			
122	電動補助給水ポンプA	—		122	電動補助給水ポンプA	—			
123	電動補助給水ポンプB	—		123	電動補助給水ポンプB	—			
124	T/D補助給水ポンプ蒸気入口弁A	—		124	T/D補助給水ポンプ蒸気入口弁A	—			
125	T/D補助給水ポンプ蒸気入口弁B	—		125	T/D補助給水ポンプ蒸気入口弁B	—			
126	補助給水隔離弁A	—		126	補助給水隔離弁A	—		号機間融通遮断器52T3D運用停止に伴う緊急時対策支援システムへの伝送項目の修正	
127	補助給水隔離弁B	—		127	補助給水隔離弁B	—			
128	補助給水隔離弁C	—		128	補助給水隔離弁C	—			
				No. 88 は3号機非常用電源系統見直しに伴い2024年度に伝送停止予定。					

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （26／67）

修正前			修正後			理由
別表2-11 EAL事象の判断基準解釈			別表2-13 EAL事象の判断基準解釈			別表追加による表番号修正
EAL	原子力災害対策指針の項目／	原子力災害対策指針の緊急事態区分を	EAL No ^{※1}	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	
AL 01	/	/	AL 01	/	/	

※1 EAL No記載例



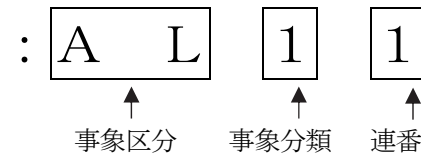
事象区分	
AL	警戒事象
SE	施設敷地緊急事象
GE	全面緊急事象
XAL	事業所外運搬 (EAL対象外)
XSE	
XGE	

事象分類	
0	放射線量・放射性物質放出
1	止める
2	冷やす
3	冷やす
4	閉じ込める
5	その他脅威
6	事業所外運搬(EAL対象外)

なお、EAL Noは、BWRおよびPWR共通のため、BWR特有事象で使用するEAL Noは、欠番となる。

1号機および2号機については、照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたことから、EAL 01～06および55のみ適用する。

※1 EAL No記載例



事象区分	
AL	警戒事象
SE	施設敷地緊急事象
GE	全面緊急事象
XAL	事業所外運搬 (EAL対象外)
XSE	
XGE	

事象分類	
0	放射線量・放射性物質放出
1	止める
2	冷やす
3	冷やす
4	閉じ込める
5	その他脅威
6	事業所外運搬(EAL対象外)

なお、EAL Noは、BWRおよびPWR共通のため、BWR特有事象で使用するEAL Noは、欠番となる。

1号機および2号機については、照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたことから、EAL 01～06および55のみ適用する。

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （27／67）

修正前			修正後			理由
別表2- <u>11</u> EAL事象の判断基準解釈			別表2- <u>13</u> EAL事象の判断基準解釈			別表追加による表番号修正
EAL No ^{*1}	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	EAL No ^{*1}	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	
SE 01	<p>「原災法」第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、ガンマ線で5 μSv/h以上が検出されたこと。</p> <p>ただし、落雷のときに検出された場合、又は全ての排気筒モニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するための全てのエリアモニタリング設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会へ報告した場合は除く。</p> <p>「原災法」第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて5 μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上について、ガンマ線で1 μSv/h以上を検出したときは、1 μSv/h以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が5 μSv/h以上となったとき。</p>	/	SE 01	<p>「原災法」第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、ガンマ線で5 μSv/h以上が検出されたこと。</p> <p>ただし、落雷のときに検出された場合、又は全ての排気筒モニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するための全てのエリアモニタリング設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会へ報告した場合は除く。</p> <p>「原災法」第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて5 μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上について、ガンマ線で1 μSv/h以上を検出したときは、1 μSv/h以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が5 μSv/h以上となったとき。</p>	/	

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （28／67）

修正前			修正後			理由
別表2- <u>11</u> EAL事象の判断基準解釈			別表2- <u>13</u> EAL事象の判断基準解釈			別表追加による表番号修正
EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	
GE 01	<p>「原災法」第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備が二地点以上において、又は10分間以上継続して、ガンマ線で5 μSv/h以上が検出されたこと。</p> <p>ただし、落雷のときに検出された場合、又は全ての排気筒モニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するための全てのエリアモニタリング設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会へ報告した場合は除く。</p> <p>「原災法」第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて5 μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上について、ガンマ線で1 μSv/h以上を検出したときは、1 μSv/h以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が10分間以上継続して5 μSv/h以上となったとき。</p> <p>所在都道府県知事又は関係都道府県知事はその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって、「原災法」第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものが、二地点以上において、又は10分間以上継続して、ガンマ線で5 μSv/h以上が検出されたこと。</p> <p>ただし、落雷のときに検出された場合は除く。</p>	/	GE 01	<p>「原災法」第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備が二地点以上において、又は10分間以上継続して、ガンマ線で5 μSv/h以上が検出されたこと。</p> <p>ただし、落雷のときに検出された場合、又は全ての排気筒モニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するための全てのエリアモニタリング設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会へ報告した場合は除く。</p> <p>「原災法」第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて5 μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上について、ガンマ線で1 μSv/h以上を検出したときは、1 μSv/h以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が10分間以上継続して5 μSv/h以上となったとき。</p> <p>所在都道府県知事又は関係都道府県知事はその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって、「原災法」第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものが、二地点以上において、又は10分間以上継続して、ガンマ線で5 μSv/h以上が検出されたこと。</p> <p>ただし、落雷のときに検出された場合は除く。</p>	/	

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （29/67）

修正前			修正後			理由
別表2- <u>11</u> EAL事象の判断基準解釈			別表2- <u>13</u> EAL事象の判断基準解釈			別表追加による表番号修正
EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	
SE 02 GE 02	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5 μ Sv/hに相当するものとして、「通報事象等規則（原子炉施設）」第5条第1項で規定する基準以上の放射性物質が10分間以上継続して検出されたこと。	/	SE 02 GE 02	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5 μ Sv/hに相当するものとして、「通報事象等規則（原子炉施設）」第5条第1項で規定する基準以上の放射性物質が10分間以上継続して検出されたこと。	/	

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （30/67）

修正前			修正後			理由
別表2- <u>11</u> EAL事象の判断基準解釈			別表2- <u>13</u> EAL事象の判断基準解釈			別表追加による表番号修正
EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	
SE 03 GE 03	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5 μSv/hに相当するものとして、「通報事象等規則（原子炉施設）」第5条第1項で規定する基準以上の放射性物質が10分間以上継続して検出されたこと。	/	SE 03 GE 03	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5 μSv/hに相当するものとして、「通報事象等規則（原子炉施設）」第5条第1項で規定する基準以上の放射性物質が10分間以上継続して検出されたこと。	/	

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （31/67）

修正前	修正後	理由
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">伊方発電所における解釈</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">【1、2、3号機】</p> <p>＜通常放出経路での液体放射性物質の放出＞ 液体放射性廃棄物が何らかの要因で放出され、廃棄物処理設備排水モニタの指示が上昇したにもかかわらず、排水弁の閉止インターロック機能が動作しない等の理由により、以下に示す廃棄物処理設備排水モニタ指示値（cpm）のいずれかを10分間以上継続して検出したとき。 （1）1号廃棄物処理設備排水モニタ指示値：880,000cpm以上 （2）2号廃棄物処理設備排水モニタ指示値：880,000cpm以上 （3）3号廃棄物処理設備排水モニタ指示値：480,000cpm以上 原災法施行令に基づき、SE03とGE03は同じ判断基準値。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">伊方発電所における解釈</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">【1[※]、2、3号機】</p> <p>＜通常放出経路での液体放射性物質の放出＞ 液体放射性廃棄物が何らかの要因で放出され、廃棄物処理設備排水モニタの指示が上昇したにもかかわらず、排水弁の閉止インターロック機能が動作しない等の理由により、以下に示す廃棄物処理設備排水モニタ指示値（cpm）のいずれかを10分間以上継続して検出したとき。 （1）1号廃棄物処理設備排水モニタ[※]指示値：880,000cpm以上 （2）2号廃棄物処理設備排水モニタ指示値：880,000cpm以上 （3）3号廃棄物処理設備排水モニタ指示値：480,000cpm以上 原災法施行令に基づき、SE03とGE03は同じ判断基準値。</p> </div> <p style="color: red; font-size: small;">※：伊方発電所原子炉施設保安規定附則（令和5年2月16日）第1条第2項の適用日から、1号廃棄物処理設備排水モニタは廃止となるため、判断基準から除外する。</p>	<p>伊方1号機廃止措置計画に基づく修正</p>

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （32／67）

修正前			修正後			理由
別表2- <u>11</u> EAL事象の判断基準解釈			別表2- <u>13</u> EAL事象の判断基準解釈			別表追加による表番号修正
EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	
SE 04	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50μSv/h以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと。</p> <p>又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合。</p>	/	SE 04	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50μSv/h以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと。</p> <p>又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合。</p>	/	
GE 04	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、5mSv/h以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと。</p> <p>又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合。</p>	/	GE 04	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、5mSv/h以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと。</p> <p>又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合。</p>	/	

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （33/67）

修正前			修正後			理由
別表2- <u>11</u> EAL事象の判断基準解釈			別表2- <u>13</u> EAL事象の判断基準解釈			別表追加による表番号修正
EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	
SE 05	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が5 μSv/hの放射線量に相当するものとして、空気中の放射性物質について「通報事象等規則（原子炉施設）」第6条第2項に定める基準以上の放射性物質の濃度の水準が検出されたこと。</p> <p>又は火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合。</p>	/	SE 05	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が5 μSv/hの放射線量に相当するものとして、空気中の放射性物質について「通報事象等規則（原子炉施設）」第6条第2項に定める基準以上の放射性物質の濃度の水準が検出されたこと。</p> <p>又は火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合。</p>	/	
GE 05	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が500 μSv/hの放射線量に相当するものとして、空気中の放射性物質について「通報事象等規則（原子炉施設）」第6条第2項に定める基準の100倍以上の放射性物質の濃度の水準が検出されたこと。</p> <p>又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合。</p>	/	GE 05	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が500 μSv/hの放射線量に相当するものとして、空気中の放射性物質について「通報事象等規則（原子炉施設）」第6条第2項に定める基準の100倍以上の放射性物質の濃度の水準が検出されたこと。</p> <p>又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合。</p>	/	

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （34／67）

修正前			修正後			理由
別表2- <u>1.1</u> EAL事象の判断基準解釈			別表2- <u>1.3</u> EAL事象の判断基準解釈			別表追加による表番号修正
EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	
SE 06	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。	/	SE 06	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。	/	
GE 06	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。	/	GE 06	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。	/	

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （35／67）

修正前			修正後			理由
別表2- <u>1.1</u> EAL事象の判断基準解釈			別表2- <u>1.3</u> EAL事象の判断基準解釈			別表追加による表番号修正
EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	
AL 11	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。	<p>（解説）</p> <p>原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された状態においては、原子炉停止信号をリセットする場合があります、追加で一部の原子炉停止信号が発信されたとしても、原子炉停止に至らない可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>また、事象の進展によっては、上記の状態を経ずに原子炉の非常停止失敗という事象に至る可能性があるため、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないときは、早期に関係者の体制を構築する必要があることから併せて警戒事態の判断基準とする。</p> <p>一定時間については、各原子力事業者がそれぞれの原子炉施設の特성에応じて設定するものである。</p> <p>「原子炉の運転中」には、停止操作後のモード5（一次冷却材の温度が93℃以下のことをいう。）に至るまでの状態を含むものとする。（以下同じ。）</p> <p>「原子炉の非常停止が必要な場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生し、原子炉施設の状態を示す事項（パラメータ）が原子炉トリップ設定値に達した場合をいう。（以下同じ。）</p> <p>「原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと若しくは停止したことを確認することができないこと」とは、自動トリップ、手動トリップ及び原子炉制御室からの制御棒の挿入操作を行っても、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと、又はその状態が確認できないことをいう。</p>	AL 11	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。	<p>（解説）</p> <p>原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された状態においては、原子炉停止信号をリセットする場合があります、追加で一部の原子炉停止信号が発信されたとしても、原子炉停止に至らない可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>また、事象の進展によっては、上記の状態を経ずに原子炉の非常停止失敗という事象に至る可能性があるため、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないときは、早期に関係者の体制を構築する必要があることから併せて警戒事態の判断基準とする。</p> <p>一定時間については、各原子力事業者がそれぞれの原子炉施設の特性に依りて設定するものである。</p> <p>「原子炉の運転中」には、停止操作後のモード5（一次冷却材の温度が93℃以下のことをいう。）に至るまでの状態を含むものとする。（以下同じ。）</p> <p>「原子炉の非常停止が必要な場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生し、原子炉施設の状態を示す事項（パラメータ）が原子炉トリップ設定値に達した場合をいう。（以下同じ。）</p> <p>「原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと若しくは停止したことを確認することができないこと」とは、自動トリップ、手動トリップ及び原子炉制御室からの制御棒の挿入操作を行っても、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと、又はその状態が確認できないことをいう。</p>	
GE 11	原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。	<p>（解説）</p> <p>左記の場合、原子炉の冷却はなされているものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと」とは、自動トリップ、手動トリップその他の方法による制御棒の挿入による停止操作並びにATWS緩和設備（原子炉の非常停止が失敗した場合に原子炉を未臨界にするための設備をいう。以下同じ。）及びほう酸注入機能を有する設備による停止操作によっても、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと、又はその状態が確認できないことをいう。</p>	GE 11	原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。	<p>（解説）</p> <p>左記の場合、原子炉の冷却はなされているものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと」とは、自動トリップ、手動トリップその他の方法による制御棒の挿入による停止操作並びにATWS緩和設備（原子炉の非常停止が失敗した場合に原子炉を未臨界にするための設備をいう。以下同じ。）及びほう酸注入機能を有する設備による停止操作によっても、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと、又はその状態が確認できないことをいう。</p>	

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （36／67）

修正前	修正後	理由
<p>伊方発電所における解釈</p> <p style="text-align: right;">【3号機】</p> <p><原子炉停止機能の異常または異常のおそれ> モード1, 2において、以下のいずれかの状態となったとき。 （1）原子炉保護系の1チャンネルからパーシャル原子炉トリップ信号が発信し、その他のチャンネルが不動作であるか否かが不明な状態が、1時間以上継続したとき。 ただし、トリップ信号に係わる関係パラメータにより、直ちにパーシャルトリップ信号が誤動作と判断できる場合は除く。 （2）原子炉トリップが必要な場合において、中央制御室から以下のいずれの制御棒挿入操作によっても、原子炉出力（中性子束）が定格出力の5%未満かつ中間領域中性子束起動率が零または負にならないとき、またはその状態が確認できないとき。 ①自動原子炉トリップ ②手動原子炉トリップ ③MGセット電源断（母線しゃ断器開放） ④制御棒の自動挿入 ⑤制御棒の手動挿入</p>	<p>伊方発電所における解釈</p> <p style="text-align: right;">【3号機】</p> <p><原子炉停止機能の異常または異常のおそれ> モード1, 2において、以下のいずれかの状態となったとき。 （1）原子炉保護系の1チャンネルからパーシャル原子炉トリップ信号が発信し、その他のチャンネルが不動作であるか否かが不明な状態が、1時間以上継続したとき。 ただし、トリップ信号に係わる関係パラメータにより、直ちにパーシャルトリップ信号が誤動作と判断できる場合は除く。 （2）原子炉トリップが必要な場合において、中央制御室から以下のいずれの制御棒挿入操作によっても、原子炉出力（中性子束）が定格出力の5%未満かつ中間領域中性子束起動率が零または負にならないとき、またはその状態が確認できないとき。 ①自動原子炉トリップ ②手動原子炉トリップ ③MGセット電源断（母線しゃ断器開放） ④制御棒の自動挿入 ⑤制御棒の手動挿入</p>	
<p style="text-align: right;">【3号機】</p> <p><全ての原子炉停止操作の失敗> モード1, 2において、原子炉トリップが必要な場合において中央制御室からの原子炉停止失敗に加え、以下のいずれの原子炉停止操作によっても原子炉出力（中性子束）が定格出力の5%未満かつ中間領域中性子束起動率が零または負にならないとき、またはその状態が確認できないとき。 （1）MGセット電源断（現場でのしゃ断器開放） （2）現場での原子炉トリップしゃ断器開放 （3）ATWS緩和設備およびほう酸注入</p>	<p style="text-align: right;">【3号機】</p> <p><全ての原子炉停止操作の失敗> モード1, 2において、原子炉トリップが必要な場合において中央制御室からの原子炉停止失敗に加え、以下のいずれの原子炉停止操作によっても原子炉出力（中性子束）が定格出力の5%未満かつ中間領域中性子束起動率が零または負にならないとき、またはその状態が確認できないとき。 （1）MGセット電源断（現場でのしゃ断器開放） （2）現場での原子炉トリップしゃ断器開放 （3）ATWS緩和設備およびほう酸注入 <u>（4）特定重大事故等対処施設による原子炉トリップしゃ断器開放</u></p>	<p>緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合を踏まえた修正（特定重大事故等対処施設の追加）</p>

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （37／67）

修正前			修正後			理由
別表2- <u>11</u> EAL事象の判断基準解釈			別表2- <u>13</u> EAL事象の判断基準解釈			別表追加による表番号修正
EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	
AL 21	原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	<p>（解説）</p> <p>非常用炉心冷却装置の作動を必要とするものではないが、原子炉冷却材の漏えいという事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。保安規定で定める措置の完了時間内に保安規定で定められた措置を完了できない場合を対象とする。</p> <p>また、事象の進展によっては、上記の措置を行っている間に施設敷地緊急事態を判断するEALに至る可能性があるため、非常用炉心冷却装置の作動を必要とする漏えいが発生する場合についても併せて警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「原子炉の運転中」には、停止操作後のモード5（一次冷却材の温度が93℃以下のことをいう。）に至るまでの状態を含むものとする。（以下同じ。）</p>	AL 21	原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	<p>（解説）</p> <p>非常用炉心冷却装置の作動を必要とするものではないが、原子炉冷却材の漏えいという事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。保安規定で定める措置の完了時間内に保安規定で定められた措置を完了できない場合を対象とする。</p> <p>また、事象の進展によっては、上記の措置を行っている間に施設敷地緊急事態を判断するEALに至る可能性があるため、非常用炉心冷却装置の作動を必要とする漏えいが発生する場合についても併せて警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「原子炉の運転中」には、停止操作後のモード5（一次冷却材の温度が93℃以下のことをいう。）に至るまでの状態を含むものとする。（以下同じ。）</p>	
SE 21	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。	<p>（解説）</p> <p>左記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備」とは、非常用炉心冷却装置のほか、重大事故等の防止のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの）であって、非常用炉心冷却装置と同程度の能力（吐出圧力及び容量）を有する設備をいう。（以下同じ。）</p> <p>「注水が直ちにできない」とは、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち即応性を有する設備による注水ができないことをいい、当該即応性とは、条件を満たした場合（非常用炉心冷却装置の作動失敗等）に自動起動し、又は原子炉制御室や現場での簡単な操作により速やかに起動できることであり、現場で系統構成等の工事を要する場合は含まない。</p>	SE 21	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。	<p>（解説）</p> <p>左記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備」とは、非常用炉心冷却装置のほか、重大事故等の防止のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの）であって、非常用炉心冷却装置と同程度の能力（吐出圧力及び容量）を有する設備をいう。（以下同じ。）</p> <p>「注水が直ちにできない」とは、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち即応性を有する設備による注水ができないことをいい、当該即応性とは、条件を満たした場合（非常用炉心冷却装置の作動失敗等）に自動起動し、又は原子炉制御室や現場での簡単な操作により速やかに起動できることであり、現場で系統構成等の工事を要する場合は含まない。</p>	

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （38／67）

修正前			修正後			理由
別表2－ <u>11</u> EAL事象の判断基準解釈			別表2－ <u>13</u> EAL事象の判断基準解釈			別表追加による表番号修正
EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	
GE 21	<p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p>	<p>（解説） 当該原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が高くなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと」とは、非常用炉心冷却装置若しくは重大事故等の防止のための設備のポンプが起動しないこと又はこれらの装置に係る注入弁が開とならないことのほか、高圧の状態から低圧の非常用炉心冷却装置及び重大事故等の防止のための設備による注水のために必要な運転操作ができないこと等をいう。 なお、1系統以上の非常用炉心冷却装置及び重大事故防止のための設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。</p>	GE 21	<p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p>	<p>（解説） 当該原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が高くなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと」とは、非常用炉心冷却装置若しくは重大事故等の防止のための設備のポンプが起動しないこと又はこれらの装置に係る注入弁が開とならないことのほか、高圧の状態から低圧の非常用炉心冷却装置及び重大事故等の防止のための設備による注水のために必要な運転操作ができないこと等をいう。 なお、1系統以上の非常用炉心冷却装置及び重大事故防止のための設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。</p>	

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （39／67）

修正前			修正後			理由
別表2-11 EAL事象の判断基準解釈			別表2-13 EAL事象の判断基準解釈			別表追加による表番号修正
EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	
AL 24	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。	（解説） 電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプが適切に動作すれば原子炉は冷却されるが、給水機能喪失直前という事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。 「原子炉の運転中」には、停止操作後のモード5（一次冷却材の温度が93℃以下のことをいう。）に至るまでの状態を含むものとする。（以下同じ。）	AL 24	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。	（解説） 電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプが適切に動作すれば原子炉は冷却されるが、給水機能喪失直前という事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。 「原子炉の運転中」には、停止操作後のモード5（一次冷却材の温度が93℃以下のことをいう。）に至るまでの状態を含むものとする。（以下同じ。）	
SE 24	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。	（解説） 左記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「全ての給水機能」とは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ及び蒸気発生器への給水に関する重大事故等の防止のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの）のうち電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプに求められる能力と同程度の能力（吐出圧力及び容量）及び即応性を有する設備をいう。（以下同じ。） なお、通常の起動・停止工程において一次冷却材圧力が一定値以下である場合には、余熱除去系により原子炉からの熱除去を行うため、余熱除去系によって熱除去を行っている期間については、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。	SE 24	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。	（解説） 左記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「全ての給水機能」とは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ及び蒸気発生器への給水に関する重大事故等の防止のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの）のうち電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプに求められる能力と同程度の能力（吐出圧力及び容量）及び即応性を有する設備をいう。（以下同じ。） なお、通常の起動・停止工程において一次冷却材圧力が一定値以下である場合には、余熱除去系により原子炉からの熱除去を行うため、余熱除去系によって熱除去を行っている期間については、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。	
GE 24	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。	（解説） 一次冷却材の加圧により加圧器逃がし弁が作動し、一次冷却材が一次冷却系統外に放出された場合において、原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されなければ、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと」とは、非常用炉心冷却装置若しくは重大事故等の防止のための設備のポンプが起動しないこと又はこれらの装置に係る注入弁が開とならないことのほか、高圧の状態から低圧の非常用炉心冷却装置及び重大事故等の防止のための設備による注水のために必要な運転操作ができないこと等をいう。 なお、1系統以上の非常用炉心冷却装置及び重大事故等の防止のための設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。	GE 24	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能による注水が直ちにできないこと。	（解説） 一次冷却材の加圧により加圧器逃がし弁が作動し、一次冷却材が一次冷却系統外に放出された場合において、原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されなければ、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと」とは、非常用炉心冷却装置若しくは重大事故等の防止のための設備のポンプが起動しないこと又はこれらの装置に係る注入弁が開とならないことのほか、高圧の状態から低圧の非常用炉心冷却装置及び重大事故等の防止のための設備による注水のために必要な運転操作ができないこと等をいう。 なお、1系統以上の非常用炉心冷却装置及び重大事故等の防止のための設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。	

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （40／67）

修正前			修正後			理由
別表2- <u>1.1</u> EAL事象の判断基準解釈			別表2- <u>1.3</u> EAL事象の判断基準解釈			別表追加による表番号修正
EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	
AL 25	非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	<p>（解説） 非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう。（以下同じ。）</p> <p>「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源、非常用ディーゼル発電機及び重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための常設代替電源設備（特定重大事故等対処施設に属するものを含む。）のいずれの電源からも受電ができていないことをいい、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する。（以下同じ。）</p>	AL 25	非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	<p>（解説） 非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう。（以下同じ。）</p> <p>「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源、非常用ディーゼル発電機及び重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための常設代替電源設備（特定重大事故等対処施設に属するものを含む。）のいずれの電源からも受電ができていないことをいい、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する。（以下同じ。）</p>	
SE 25	全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。	<p>（解説） 左記の場合、タービン動補助給水ポンプ等の交流電源を必要としない設備によって原子炉は冷却されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機（原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。）が30分以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。</p>	SE 25	全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。	<p>（解説） 左記の場合、タービン動補助給水ポンプ等の交流電源を必要としない設備によって原子炉は冷却されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機（原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。）が30分以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。</p>	
GE 25	全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	<p>（解説） 左記の場合、電源供給機能の回復に時間を要している状態であり、この状態が継続すれば炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機（原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。）が1時間以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。</p>	GE 25	全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	<p>（解説） 左記の場合、電源供給機能の回復に時間を要している状態であり、この状態が継続すれば炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機（原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。）が1時間以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。</p>	

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （41/67）

修正前			修正後			理由
別表2- <u>11</u> EAL事象の判断基準解釈			別表2- <u>13</u> EAL事象の判断基準解釈			別表追加による表番号修正
EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	
SE 27	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。	(解説) 使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。	SE 27	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。	(解説) 使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。	
GE 27	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。	(解説) 原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時の非常用炉心冷却装置その他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての非常用直流母線からの電気」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備からの電気をいう。	GE 27	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。	(解説) 原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時の非常用炉心冷却装置その他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての非常用直流母線からの電気」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備からの電気をいう。	

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （42/67）

修正前			修正後			理由
別表2- <u>11</u> EAL事象の判断基準解釈			別表2- <u>13</u> EAL事象の判断基準解釈			別表追加による表番号修正
EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	
GE 28	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。	（解説） 原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。 「炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、高レンジエリアモニタ等によって判断することとなる。また、原子炉容器の出口温度によって炉心の損傷を検知できることから、当該出口温度の検知も対象とする。	GE 28	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。	（解説） 原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。 「炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、高レンジエリアモニタ等によって判断することとなる。また、原子炉容器の出口温度によって炉心の損傷を検知できることから、当該出口温度の検知も対象とする。	

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （43／67）

修正前			修正後			理由
別表2－ <u>11</u> EAL事象の判断基準解釈			別表2－ <u>13</u> EAL事象の判断基準解釈			別表追加による表番号修正
EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	
AL 29	原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	（解説） 左記の事象は、蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体の露出に至らないものの、事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。	AL 29	原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	（解説） 左記の事象は、蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体の露出に至らないものの、事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。	
SE 29	原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。	（解説） 左記の事象は、蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体の露出に至らないものの、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。	SE 29	原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。	（解説） 左記の事象は、蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体の露出に至らないものの、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。	
GE 29	蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。	（解説） 原子炉容器内の水位を下げた状態で、左記の事象が継続すれば、やがて原子炉冷却材の温度が上昇し、照射済燃料集合体の露出に至ることから、全面緊急事態の判断基準とする。	GE 29	蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。	（解説） 原子炉容器内の水位を下げた状態で、左記の事象が継続すれば、やがて原子炉冷却材の温度が上昇し、照射済燃料集合体の露出に至ることから、全面緊急事態の判断基準とする。	

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （44／67）

修正前			修正後			理由
別表2-11 EAL事象の判断基準解釈			別表2-13 EAL事象の判断基準解釈			別表追加による表番号修正
EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	
AL 30	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	<p>（解説）</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、サイホンブレーカが機能しない等、その原因によっては水位の回復が困難な場合もあることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>	AL 30	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	<p>（解説）</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、サイホンブレーカが機能しない等、その原因によっては水位の回復が困難な場合もあることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>	
SE 30	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	<p>（解説）</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できないこと、又は維持できないおそれがある場合をいう。</p> <p>「当該貯蔵槽の水位を測定できないこと」とは、常設及び可搬型の測定機器で当該貯蔵槽の水位を測定できないことをいう。（以下同じ。）</p>	SE 30	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	<p>（解説）</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できないこと、又は維持できないおそれがある場合をいう。</p> <p>「当該貯蔵槽の水位を測定できないこと」とは、常設及び可搬型の測定機器で当該貯蔵槽の水位を測定できないことをいう。（以下同じ。）</p>	

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （45／67）

修正前			修正後			理由
別表2- <u>11</u> EAL事象の判断基準解釈			別表2- <u>13</u> EAL事象の判断基準解釈			別表追加による表番号修正
EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	
GE 30	<p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p>	<p>（解説） 左記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位の回復ができず、照射済燃料集合体の露出に至るといふ事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。 また、当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下すること、又は低下してしまうおそれがある場合をいう。</p>	GE 30	<p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p>	<p>（解説） 左記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位の回復ができず、照射済燃料集合体の露出に至るといふ事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。 また、当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下すること、又は低下してしまうおそれがある場合をいう。</p>	

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （46／67）

修正前			修正後			理由
別表2－ <u>11</u> EAL事象の判断基準解釈			別表2－ <u>13</u> EAL事象の判断基準解釈			別表追加による表番号修正
EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	
SE 41	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	（解説） 左記の状態が一定時間継続する場合は、その事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子炉格納容器冷却機能等の常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は施設敷地緊急事態に該当しないこととなる。	SE 41	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	（解説） 左記の状態が一定時間継続する場合は、その事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子炉格納容器冷却機能等の常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は施設敷地緊急事態に該当しないこととなる。	
GE 41	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	（解説） 最高使用圧力又は最高使用温度に達した後に圧力上昇又は温度上昇が継続した場合には、放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため、全面緊急事態の判断基準とする。	GE 41	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	（解説） 最高使用圧力又は最高使用温度に達した後に圧力上昇又は温度上昇が継続した場合には、放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため、全面緊急事態の判断基準とする。	

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （47/67）

修正前			修正後			理由
別表2- <u>11</u> EAL事象の判断基準解釈			別表2- <u>13</u> EAL事象の判断基準解釈			別表追加による表番号修正
EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	
AL 42	燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	（解説） 以下の4つのケースが考えられる。 1) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ 2) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁の喪失 4) 原子炉冷却系障壁の喪失 なお、本事象については、原子力事業者が”NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。	AL 42	燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	（解説） 以下の4つのケースが考えられる。 1) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ 2) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁の喪失 4) 原子炉冷却系障壁の喪失 なお、本事象については、原子力事業者が”NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。	

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （48／67）

修正前			修正後			理由
別表2- <u>11</u> EAL事象の判断基準解釈			別表2- <u>13</u> EAL事象の判断基準解釈			別表追加による表番号修正
EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	
SE 42	<p>燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p>	<p>(解説) 以下の4つのケースが考えられる。 1) 燃料被覆管障壁が喪失 + 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 2) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ + 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ + 格納容器障壁が喪失 4) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ + 格納容器障壁が喪失</p> <p>なお、本事象については、原子力事業者が” NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p>	SE 42	<p>燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p>	<p>(解説) 以下の4つのケースが考えられる。 1) 燃料被覆管障壁が喪失 + 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 2) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ + 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ + 格納容器障壁が喪失 4) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ + 格納容器障壁が喪失</p> <p>なお、本事象については、原子力事業者が” NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p>	

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （49／67）

修正前			修正後			理由
別表2- <u>11</u> EAL事象の判断基準解釈			別表2- <u>13</u> EAL事象の判断基準解釈			別表追加による表番号修正
EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	
GE 42	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	<p>（解説）</p> <p>以下のケースが考えられる。 燃料被覆管障壁が喪失＋原子炉冷却系障壁が喪失＋原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ</p> <p>なお、本事象については、原子力事業者が”NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p>	GE 42	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	<p>（解説）</p> <p>以下のケースが考えられる。 燃料被覆管障壁が喪失＋原子炉冷却系障壁が喪失＋原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ</p> <p>なお、本事象については、原子力事業者が”NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p>	

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画（50/67）

修正前			修正後			理由
別表2- <u>11</u> EAL事象の判断基準解釈			別表2- <u>13</u> EAL事象の判断基準解釈			別表追加による表番号修正
EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	
SE 43	炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	(解説) 原子炉格納容器の圧力を低下させることにより、原子炉格納容器の破損及び炉心の損傷を防止することに成功することが想定されるが、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用するという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。	SE 43	炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	(解説) 原子炉格納容器の圧力を低下させることにより、原子炉格納容器の破損及び炉心の損傷を防止することに成功することが想定されるが、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用するという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。	

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （51／67）

修正前			修正後			理由
別表2- <u>11</u> EAL事象の判断基準解釈			別表2- <u>13</u> EAL事象の判断基準解釈			別表追加による表番号修正
EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	
AL 51	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。（以下、同じ。））からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	（解説） 原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。	AL 51	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。（以下、同じ。））からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	（解説） 原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。	
SE 51	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	（解説） 火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の一部が喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。	SE 51	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	（解説） 火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の一部が喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。	
GE 51	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	（解説） 火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。	GE 51	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	（解説） 火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。	

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （52／67）

修正前	修正後	理由
伊方発電所における解釈	伊方発電所における解釈	
<p style="text-align: right;">【3号機】</p> <p><原子炉制御室他の機能喪失のおそれ> 放射線レベルや室温の上昇等により、運転員が中央制御室操作盤および中央制御室外操作盤での監視および操作が容易にできなくなったとき。</p>	<p style="text-align: right;">【3号機】</p> <p><原子炉制御室他の機能喪失のおそれ> 放射線レベルや室温の上昇等により、運転員が中央制御室操作盤および中央制御室外操作盤での監視および操作が容易にできなくなったとき。</p>	
<p style="text-align: right;">【3号機】</p> <p><原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失> 以下のいずれかの状態となったとき。 （1）原子炉出力に影響のある過渡事象もしくは使用済燃料ピット水の漏えいまたは蒸散がない状態において、以下の状態となったとき。 ①中央制御室操作盤および中央制御室外操作盤にて、放射線レベルや室温の上昇等により運転員が防護具または局所排気装置等を用いなければ監視および操作ができなくなったとき。 （2）原子炉出力に影響のある過渡事象もしくは使用済燃料ピット水の漏えいまたは蒸散が確認された状態において、以下のいずれかの状態となったとき。 ①中央制御室操作盤にて、放射線レベルや室温の上昇等により運転員が防護具または局所排気装置等を用いなければ監視および操作ができなくなったとき。 ②中央制御室操作盤の安全系関連表示が一部消失*したとき。</p> <p>※安全系関連表示が一部消失とは、以下の状態をいう。 中央制御室操作盤のうち、主盤または原子炉補助盤のいずれかにおいて表示灯および警報の消灯、または指示計および記録計の停止により、当該盤が使用できないとき。</p>	<p style="text-align: right;">【3号機】</p> <p><原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失> 以下のいずれかの状態となったとき。 （1）原子炉出力に影響のある過渡事象もしくは使用済燃料ピット水の漏えいまたは蒸散がない状態において、以下の状態となったとき。 ①中央制御室操作盤および中央制御室外操作盤にて、放射線レベルや室温の上昇等により運転員が防護具または局所排気装置等を用いなければ監視および操作ができなくなったとき。 （2）原子炉出力に影響のある過渡事象もしくは使用済燃料ピット水の漏えいまたは蒸散が確認された状態において、以下のいずれかの状態となったとき。 ①中央制御室操作盤にて、放射線レベルや室温の上昇等により運転員が防護具または局所排気装置等を用いなければ監視および操作ができなくなったとき。 ②中央制御室操作盤の安全系関連表示が一部消失*したとき。</p> <p>※安全系関連表示が一部消失とは、以下の状態をいう。 中央制御室操作盤のうち、主盤または原子炉補助盤のいずれかにおいて表示灯および警報の消灯、または指示計および記録計の停止により、当該盤が使用できないとき。</p>	
<p style="text-align: right;">【3号機】</p> <p><原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失> 以下のいずれかの状態になったとき。 （1）原子炉出力に影響のある過渡事象もしくは使用済燃料ピット水の漏えいまたは蒸散がない状態において、以下の状態となったとき。 ①放射線レベルや室温の異常な上昇等により中央制御室および中央制御室外操作盤室からの退避が必要となったとき。 （2）原子炉出力に影響のある過渡事象もしくは使用済燃料ピット水の漏えいまたは蒸散が確認された状態において、以下のいずれかの状態となったとき。 ①放射線レベルや室温の異常な上昇等により中央制御室から退避が必要になったとき。 ②中央制御室操作盤の安全系関連表示がすべて消失*したとき。</p> <p>※安全系関連表示がすべて消失とは、以下の状態をいう。 中央制御室操作盤のうち主盤および原子炉補助盤のすべての表示灯および警報の消灯、かつ、指示計および記録計の停止により、当該盤が使用できないとき。</p>	<p style="text-align: right;">【3号機】</p> <p><原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失> 以下のいずれかの状態になったとき。 （1）原子炉出力に影響のある過渡事象もしくは使用済燃料ピット水の漏えいまたは蒸散がない状態において、以下の状態となったとき。 ①放射線レベルや室温の異常な上昇等により中央制御室および中央制御室外操作盤室からの退避が必要となり、<u>原子炉停止機能（注）および冷温停止維持機能が喪失したとき。</u> <u>（注）特定重大事故等対処施設による原子炉停止機能を含む。</u> （2）原子炉出力に影響のある過渡事象もしくは使用済燃料ピット水の漏えいまたは蒸散が確認された状態において、以下のいずれかの状態となったとき。 ①放射線レベルや室温の異常な上昇等により中央制御室から退避が必要になったとき。 ②中央制御室操作盤の安全系関連表示がすべて消失*したとき。</p> <p>※安全系関連表示がすべて消失とは、以下の状態をいう。 中央制御室操作盤のうち主盤および原子炉補助盤のすべての表示灯および警報の消灯、かつ、指示計および記録計の停止により、当該盤が使用できないとき。</p>	<p>緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合を踏まえた修正（指針の要求機能の明確化。特定重大事故等対処施設の追加。）</p>

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （53／67）

修正前			修正後			理由
別表2－ <u>11</u> EAL事象の判断基準解釈			別表2－ <u>13</u> EAL事象の判断基準解釈			別表追加による表番号修正
EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	
AL 52	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	(解説) 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。	AL 52	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	(解説) 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。	
SE 52	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	(解説) 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。	SE 52	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	(解説) 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。	

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （54／67）

修正前			修正後			理由
別表2- <u>11</u> EAL事象の判断基準解釈			別表2- <u>13</u> EAL事象の判断基準解釈			別表追加による表番号修正
EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	
AL 53	重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。	<p>（解説）</p> <p>原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p> <p>なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>	AL 53	重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。	<p>（解説）</p> <p>原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p> <p>なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>	
SE 53	火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	<p>（解説）</p> <p>左記の場合は、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>安全機器等の範囲については、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>	SE 53	火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	<p>（解説）</p> <p>左記の場合は、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>安全機器等の範囲については、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>	

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （55/67）

修正前			修正後			理由
別表2- <u>11</u> EAL事象の判断基準解釈			別表2- <u>13</u> EAL事象の判断基準解釈			別表追加による表番号修正
EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	
—	当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	/	—	当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	/	
—	当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。	/	—	当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。	/	
—	当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。	/	—	当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。	/	

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （56／67）

修正前			修正後			理由
別表2- <u>11</u> EAL事象の判断基準解釈			別表2- <u>13</u> EAL事象の判断基準解釈			別表追加による表番号修正
EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	
—	原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した以下の事象の場合	(解説) 地震、津波その他外的事象による原子炉施設への影響が発生するおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	—	原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した以下の事象の場合	(解説) 地震、津波その他外的事象による原子炉施設への影響が発生するおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	
	<p>オンサイト総括が警戒事象を必要と認める当該原子炉施設の重大な故障等が発生した場合。</p> <p>その他外部事象による原子力施設への影響が発生するおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	/		<p>オンサイト総括が警戒事象を必要と認める当該原子炉施設の重大な故障等が発生した場合。</p> <p>その他外部事象による原子力施設への影響が発生するおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	/	

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （57／67）

修正前			修正後			理由
別表2- <u>11</u> EAL事象の判断基準解釈			別表2- <u>13</u> EAL事象の判断基準解釈			別表追加による表番号修正
EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	
SE 55	<p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>(解説) 放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	SE 55	<p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>(解説) 放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	
GE 55	<p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>(解説) 原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</p>	GE 55	<p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>(解説) 原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</p>	

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表 (案)

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 (58/67)

別表2-1.2 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧表 (1/3)				修正前				修正後				理由		
要求される機能	安全機器名	重要区域	EAL区分	1号機	2号機	3号機	要求される機能	安全機器名	重要区域	EAL区分	1号機	2号機	3号機	理由
原子炉停止機能	制御棒制御系	3号機：MGセット室	GE11	-	-	○	原子炉停止機能	制御棒制御系	3号機：MGセット室	GE11	-	-	○	
		3号機：CRDM-CSS室							3号機：CRDM-CSS室					
		3号機：MGセット制御盤室							3号機：MGセット制御盤室					
非常用炉心冷却機能	原子炉保護系	3号機：計装盤室	GE11	-	-	○	非常用炉心冷却機能	原子炉保護系	3号機：計装盤室	GE11	-	-	○	
		3号機：計装盤室							3号機：計装盤室					
		3号機：高圧注入ポンプ室							3号機：高圧注入ポンプ室					
格納容器冷却機能	格納容器スプレイポンプ (格納容器スプレイ冷却器含む)	3号機：余熱除去ポンプ室	SE21, GE21	-	-	○	格納容器冷却機能	格納容器スプレイポンプ (格納容器スプレイ冷却器含む)	3号機：余熱除去ポンプ室	SE21, GE21	-	-	○	
		3号機：格納容器スプレイポンプ室							3号機：格納容器スプレイポンプ室					
		3号機：格納容器スプレイ冷却器室							3号機：格納容器スプレイ冷却器室					
2次系除熱機能	電動補助給水ポンプ	3号機：電動補助給水ポンプ室	AL24, SE24, GE24	-	-	○	2次系除熱機能	電動補助給水ポンプ	3号機：電動補助給水ポンプ室	AL24, SE24, GE24	-	-	○	
		3号機：タービン動補助給水ポンプ室							3号機：タービン動補助給水ポンプ室					
		3号機：余熱除去ポンプ室							3号機：余熱除去ポンプ室					
停止時除熱機能	余熱除去ポンプ (余熱除去冷却器含む)	3号機：余熱除去冷却器室	AL29, SE29, GE29	-	-	○	停止時除熱機能	余熱除去ポンプ (余熱除去冷却器含む)	3号機：余熱除去冷却器室	AL29, SE29, GE29	-	-	○	
		3号機：余熱除去ポンプ室							3号機：余熱除去ポンプ室					
		3号機：余熱除去冷却器室							3号機：余熱除去冷却器室					
原子炉停止機能	制御棒制御系	3号機：MGセット室	GE11	-	-	○	原子炉停止機能	制御棒制御系	3号機：MGセット室	GE11	-	-	○	
		3号機：CRDM-CSS室							3号機：CRDM-CSS室					
		3号機：MGセット制御盤室							3号機：MGセット制御盤室					
原子炉保護機能	原子炉保護系	3号機：計装盤室	GE11	-	-	○	原子炉保護機能	原子炉保護系	3号機：計装盤室	GE11	-	-	○	
		3号機：計装盤室							3号機：計装盤室					
		3号機：高圧注入ポンプ室							3号機：高圧注入ポンプ室					
非常用炉心冷却機能	高圧注入ポンプ	3号機：余熱除去ポンプ室	SE21, GE21	-	-	○	非常用炉心冷却機能	高圧注入ポンプ	3号機：余熱除去ポンプ室	SE21, GE21	-	-	○	
		3号機：余熱除去ポンプ室							3号機：余熱除去ポンプ室					
		3号機：格納容器スプレイポンプ室							3号機：格納容器スプレイポンプ室					
格納容器冷却機能	格納容器スプレイポンプ (格納容器スプレイ冷却器含む)	3号機：格納容器スプレイポンプ室	SE41, GE41	-	-	○	格納容器冷却機能	格納容器スプレイポンプ (格納容器スプレイ冷却器含む)	3号機：格納容器スプレイポンプ室	SE41, GE41	-	-	○	
		3号機：格納容器スプレイ冷却器室							3号機：格納容器スプレイ冷却器室					
		3号機：電動補助給水ポンプ室							3号機：電動補助給水ポンプ室					
2次系除熱機能	電動補助給水ポンプ	3号機：電動補助給水ポンプ室	AL24, SE24, GE24	-	-	○	2次系除熱機能	電動補助給水ポンプ	3号機：電動補助給水ポンプ室	AL24, SE24, GE24	-	-	○	
		3号機：タービン動補助給水ポンプ室							3号機：タービン動補助給水ポンプ室					
		3号機：余熱除去ポンプ室							3号機：余熱除去ポンプ室					
停止時除熱機能	余熱除去ポンプ (余熱除去冷却器含む)	3号機：余熱除去冷却器室	AL29, SE29, GE29	-	-	○	停止時除熱機能	余熱除去ポンプ (余熱除去冷却器含む)	3号機：余熱除去冷却器室	AL29, SE29, GE29	-	-	○	
		3号機：余熱除去ポンプ室							3号機：余熱除去ポンプ室					
		3号機：余熱除去冷却器室							3号機：余熱除去冷却器室					

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 (59/67)

修正前				修正後				理由
別表2-1.2 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧表(2/3)				別表2-1.4 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧表(2/3)				別表追加による表番号修正
要求される機能	安全機器名	重要区域	EAL区分	1号機	2号機	3号機		
停止時炉心注入機能	充てんポンプ	3号機：充てんポンプ室	GE29	-	-	○		
	余熱除去ポンプ	3号機：余熱除去ポンプ室	GE29	-	-	○		
	高圧注入ポンプ	3号機：高圧注入ポンプ室	GE29	-	-	○		
交流電源機能	格納容器スプレイポンプ(B, 代替再循環配管使用)	3号機：格納容器スプレイポンプ室B	GE29	-	-	○		
	代替格納容器スプレイポンプ	3号機：代替格納容器スプレイポンプエリア	GE29	-	-	○		
	燃料取替用水タンク	3号機：燃料取替用水タンク室	SE29, GE29	-	-	○		
	非常用ディーゼル発電機	3号機：非常用ディーゼル発電機室	AL25, SE25, GE25	-	-	○		
	非常用ガスタービン発電機	3号機：非常用ガスタービン発電機室	AL25, SE25, GE25	-	-	○		
	空冷式非常用発電装置	3号機：屋外3.2m	AL25, SE25, GE25	-	-	○		
	特定重大事故等対処施設に属する交流電源設備	3号機：特定重大事故等対処施設に属する区域	AL25, SE25, GE25	-	-	○		
	変圧器	3号機：変圧器エリア	AL25, SE25, GE25	-	-	○		
	予備変圧器	3号機：変圧器エリア	AL25, SE25, GE25	-	-	○		
	非常用交流母線	3号機：安全補機閉閉器室	AL25, SE25, GE25	-	-	○		
要求される機能	安全機器名	重要区域	EAL区分	1号機	2号機	3号機		
停止時炉心注入機能	充てんポンプ	3号機：充てんポンプ室	GE29	-	-	○		
	余熱除去ポンプ	3号機：余熱除去ポンプ室	GE29	-	-	○		
	高圧注入ポンプ	3号機：高圧注入ポンプ室	GE29	-	-	○		
交流電源機能	格納容器スプレイポンプ(B, 代替再循環配管使用)	3号機：格納容器スプレイポンプ室B	GE29	-	-	○		
	代替格納容器スプレイポンプ	3号機：代替格納容器スプレイポンプエリア	GE29	-	-	○		
	燃料取替用水タンク	3号機：燃料取替用水タンク室	SE29, GE29	-	-	○		
	非常用ディーゼル発電機	3号機：非常用ディーゼル発電機室	AL25, SE25, GE25	-	-	○		
	非常用ガスタービン発電機	3号機：非常用ガスタービン発電機室	AL25, SE25, GE25	-	-	○		
	空冷式非常用発電装置	3号機：屋外3.2m	AL25, SE25, GE25	-	-	○		
	特定重大事故等対処施設に属する交流電源設備	3号機：特定重大事故等対処施設に属する区域	AL25, SE25, GE25	-	-	○		
	変圧器	3号機：変圧器エリア	AL25, SE25, GE25	-	-	○		
	予備変圧器	3号機：変圧器エリア	AL25, SE25, GE25	-	-	○		
	非常用交流母線	3号機：安全補機閉閉器室	AL25, SE25, GE25	-	-	○		

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （60/67）

修正前				修正後				理由	
別表2-1.2 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧表（3/3）								別表追加による表番号修正	
要求される機能	安全機器名	重要区域	EAL区分	1号機	2号機	3号機			
直流電源機能 (充電器)	直流電源装置	3号機：直流電源室	SE27, GE27	-	-	○			
	蓄電池 (非常用)	3号機：蓄電池室	SE27, GE27	-	-	○			
	蓄電池 (重大事故等対処用)	3号機：蓄電池室	SE27, GE27	-	-	○			
直流電源機能 (蓄電器)	蓄電池 (3系統目)	3号機：第3蓄電池室	SE27, GE27	-	-	○			
	使用済燃料ピットポンプ	3号機：使用済燃料ピットポンプ室	AL30, SE30, GE30	-	-	○			
	使用済燃料ピット冷却器	3号機：使用済燃料ピットポンプ室	AL30, SE30, GE30	-	-	○			
使用済燃料 冷却機能	使用済燃料ピット	3号機：使用済燃料ピットエリア	AL30, SE30, GE30	-	-	○			
	中央制御室 主盤	3号機：3号中央制御室	AL51, SE51, GE51	-	-	○			
	中央制御室 原子炉補助盤	3号機：3号中央制御室	AL51, SE51, GE51	-	-	○			
中央制御機能	中央制御室外原子炉停止盤	(核物質防護の観点から非公開)	AL51, SE51, GE51	-	-	○			
				-	-	○			
別表2-1.4 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧表（3/3）									別表追加による表番号修正
要求される機能	安全機器名	重要区域	EAL区分	1号機	2号機	3号機			
直流電源機能 (充電器)	直流電源装置	3号機：直流電源室	SE27, GE27	-	-	○			
	蓄電池 (非常用)	3号機：蓄電池室	SE27, GE27	-	-	○			
	蓄電池 (重大事故等対処用)	3号機：蓄電池室	SE27, GE27	-	-	○			
直流電源機能 (蓄電器)	蓄電池 (3系統目)	3号機：第3蓄電池室	SE27, GE27	-	-	○			
	使用済燃料ピットポンプ	3号機：使用済燃料ピットポンプ室	AL30, SE30, GE30	-	-	○			
	使用済燃料ピット冷却器	3号機：使用済燃料ピットポンプ室	AL30, SE30, GE30	-	-	○			
使用済燃料 冷却機能	使用済燃料ピット	3号機：使用済燃料ピットエリア	AL30, SE30, GE30	-	-	○			
	中央制御室 主盤	3号機：3号中央制御室	AL51, SE51, GE51	-	-	○			
	中央制御室 原子炉補助盤	3号機：3号中央制御室	AL51, SE51, GE51	-	-	○			
中央制御機能	中央制御室外原子炉停止盤	(核物質防護の観点から非公開)	AL51, SE51, GE51	-	-	○			
				-	-	○			

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （61/67）

別表4-1 緊急事態応急対策活動における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

修正前				修正後				理由
原子力災害現地対策本部における業務に関する事項	原子力防災組織	原子力防災要員の派遣	原子力防災資機材および資料等の貸与	原子力災害現地対策本部における業務に関する事項	原子力防災組織	原子力防災要員の派遣	原子力防災資機材および資料等の貸与	記載の適正化 (資機材の明確化)
	報道班 技術支援班 情報連絡班 オフサイトセンター派遣	2名 4名 2名 7名	配管系統線図 機器配置図 設備関係資料（必要な資料のみ） 業務車 広報車（スピーカー搭載車） マイクロバス		1冊 1冊 1部 2台 1台 1台	報道班 技術支援班 情報連絡班 オフサイトセンター派遣	2名 4名 2名 7名	
環境放射線モニタリング、汚染検査、汚染除去に関する事項	原子力防災組織	原子力防災要員の派遣	原子力防災資機材および資料等の貸与	環境放射線モニタリング、汚染検査、汚染除去に関する事項	原子力防災組織	原子力防災要員の派遣	原子力防災資機材および資料等の貸与	※：モニタ車に搭載
	技術支援班 (伊方サービスおよび四国計測を含む)	16名	シンチレーションサンパーバイメータ 電離箱サンパーバイメータ 中性子線測定用サンパーバイメータ 汚染密度測定用サンパーバイメータ 汚染密度測定用(α用)サンパーバイメータ 蛍光ガラス線量計素子 ガラスバス ダストサンプトラ（ヨウ素用と兼用） 車載用ヨウ素・ダストモニタ* モニタ車（普通車両を含む。）		16台 16台 2台 16台 1台 70個 120個 7台 1台 5台	技術支援班 (伊方サービスおよび四国計測を含む)	16名	

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表 (案)

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 (62/67)

修正前				修正後				理由
別表5-1 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与	別表5-1 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与							
広報活動に関する事項	原子力防災組織 報道班 技術支援班 情報連絡班 その他要員	原子力防災要員の派遣 2名 4名 2名 7名	原子力防災資機材および資料等の貸与	原子力防災資機材および資料等の貸与	備考			
環境放射線モニタリング、汚染検査、汚染除去に関する事項	技術支援班 (伊方サビースおよび四国計測を含む)	17名	シンチレーションサンパベイメータ 16台 電離箱サンパベイメータ 16台 中性子線測定用サンパベイメータ 2台 汚染密度測定用サンパベイメータ 16台 汚染密度測定用(α用)サンパベイメータ 1台 蛍光ガラス線量計素子 70個 ガラスバッチ 120個 ダストサンプラ (ヨウ素用と兼用) 7台 車載用ヨウ素・ダストモニタ* 1台 モニタ車 (普通車両を含む。) 5台	シンチレーションサンパベイメータ 16台 電離箱サンパベイメータ 16台 中性子線測定用サンパベイメータ 2台 汚染密度測定用サンパベイメータ 16台 汚染密度測定用(α用)サンパベイメータ 1台 蛍光ガラス線量計素子 70個 ガラスバッチ 120個 ダストサンプラ (ヨウ素用と兼用) 7台 車載用ヨウ素・ダストモニタ* 1台 モニタ車 (普通車両を含む。) 5台	※：モニタ車に搭載			
広報活動に関する事項	原子力防災組織 報道班 技術支援班 情報連絡班 その他要員	原子力防災要員の派遣 2名 4名 2名 7名	原子力防災資機材および資料等の貸与	原子力防災資機材および資料等の貸与	備考			
環境放射線モニタリング、汚染検査、汚染除去に関する事項	技術支援班 (伊方サビースおよび四国計測を含む)	17名	NaI シンチレーションサンパベイメータ 16台 電離箱サンパベイメータ 16台 中性子線測定用サンパベイメータ 2台 汚染密度測定用サンパベイメータ 16台 汚染密度測定用(α用)サンパベイメータ 1台 蛍光ガラス線量計素子 70個 ガラスバッチ 120個 ダストサンプラ (ヨウ素用と兼用) 7台 車載用ヨウ素・ダストモニタ* 1台 モニタ車 (普通車両を含む。) 5台	NaI シンチレーションサンパベイメータ 16台 電離箱サンパベイメータ 16台 中性子線測定用サンパベイメータ 2台 汚染密度測定用サンパベイメータ 16台 汚染密度測定用(α用)サンパベイメータ 1台 蛍光ガラス線量計素子 70個 ガラスバッチ 120個 ダストサンプラ (ヨウ素用と兼用) 7台 車載用ヨウ素・ダストモニタ* 1台 モニタ車 (普通車両を含む。) 5台	※：モニタ車に搭載			
								記載の適正化 (資機材の明確化)

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （63／67）

修正前			修正後			理由	
別表6-1 他の原子力事業者への原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与			別表6-1 他の原子力事業者への原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与			記載の適正化（列幅調整による改行修正）	
項目	協力要員派遣準備人数・ 資機材貸与準備数	備考	項目	協力要員派遣準備人数・ 資機材貸与準備数	備考		
協力要員（人）	15		協力要員（人）	15			
GM汚染サーベイメーター（台）	18		GM汚染サーベイメーター（台）	18			
NaIシンチレーションサーベイメーター（台）	1		NaIシンチレーションサーベイメーター（台）	1			
電離箱サーベイメーター（台）	1		電離箱サーベイメーター（台）	1			
ダストサンプラー（台）	3		ダストサンプラー（台）	3			
個人線量計（ポケット線量計）（個）	50		個人線量計（ポケット線量計）（個）	50			
高線量対応防護服（着）	10		高線量対応防護服（着）	10			
全面マスク（個）	50		全面マスク（個）	50			
タイベックスーツ（着）	1,500		タイベックスーツ（着）	1,500			
ゴム手袋（双）	3,000		ゴム手袋（双）	3,000			
遮へい材（枚）	100		遮へい材（枚）	100			
放射能測定用車両（台）	1		放射能測定用車両（台）	1			
ホールボディカウンタ	1		ホールボディカウンタ	1			
Ge半導体試料放射能測定装置	1		Ge半導体試料放射能測定装置	1			
可搬型モニタリングポスト（台）	2	保有台数を記載	可搬型モニタリングポスト（台）	2	保有台数を記載		
<p>1. 放射能測定用車両とは、原子力災害時に放射線量率の測定、空気中のダスト、よう素のサンプリングが可能な設備を搭載した車両とする。</p> <p>2. 準備数量については、全て程度とする。</p> <p>3. 可搬型モニタリングポストについては、当社の保有台数を記載する。</p> <p>4. 支援にあたっては、陸路による輸送を基本とし、必要に応じて空路等の輸送手段を手配する。</p>			<p>1. 放射能測定用車両とは、原子力災害時に放射線量率の測定、空気中のダスト、よう素のサンプリングが可能な設備を搭載した車両とする。</p> <p>2. 準備数量については、全て程度とする。</p> <p>3. 可搬型モニタリングポストについては、当社の保有台数を記載する。</p> <p>4. 支援にあたっては、陸路による輸送を基本とし、必要に応じて空路等の輸送手段を手配する。</p>				

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （64／67）

修正前	修正後	理由
様式7	様式7	
非常準備体制の発令基準に至った場合の通報様式 警戒事態該当事象発生連絡 (第 報)	非常準備体制の発令基準に至った場合の通報様式 警戒事態該当事象発生連絡 (第 報)	
年 月 日	年 月 日	
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿	原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿	
警戒事態該当事象連絡	警戒事態該当事象連絡	
連絡者名 _____ 連絡先 _____	連絡者名 _____ 連絡先 _____	
警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針、愛媛県地域防災計画、伊方町地域防災計画、山口県地域防災計画に基づき連絡します。		
原子力事業所の名称及び場所	原子力事業所の名称及び場所	
四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3	
警戒事態該当事象の発生箇所	警戒事態該当事象の発生箇所	
伊方発電所 号機	伊方発電所 号機	
警戒事態該当事象の発生時刻	警戒事態該当事象の発生時刻	
年 月 日 時 分 (24時間表示)	年 月 日 時 分 (24時間表示)	
発生した警戒事態 該当事象の種類	AL01:敷地境界付近の空間ガンマ線量率の上昇 AL11:原子炉停止機能の異常または異常のおそれ AL21:原子炉冷却材の漏えい AL24:蒸気発生器給水機能喪失のおそれ AL25:非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ AL29:停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 AL30:使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ AL42:単一障壁の喪失または喪失のおそれ AL51:原子炉制御室他の機能喪失のおそれ AL52:所内外通信連絡機能の一部喪失 AL53:重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ 外的事象(自然災害)の発生(大地震の発生・大津波警報発表・その他) 原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合 (オンサイト総括が警戒事態と認める事象・その他外的事象の発生のおそれ)	AL01:敷地境界付近の空間ガンマ線量率の上昇 AL11:原子炉停止機能の異常または異常のおそれ AL21:原子炉冷却材の漏えい AL24:蒸気発生器給水機能喪失のおそれ AL25:非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ AL29:停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 AL30:使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ AL42:単一障壁の喪失または喪失のおそれ AL51:原子炉制御室他の機能喪失のおそれ AL52:所内外通信連絡機能の一部喪失 AL53:重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ 外的事象(自然災害)の発生(大地震の発生・大津波警報発表・その他) 原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合 (オンサイト総括が警戒事態と認める事象・その他外的事象の発生のおそれ)
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 ()
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCSの作動状態 作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗 排気筒放射線モニタの指示値 変化無し、変化有り(cpm→ cpm) モニタリングステーション/ポストの指示値 変化無し 変化有り(最大値: μSv/h→ μSv/h, No.) その他
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	
	伊方町において震度6弱以上の地震が発生した場合、または震度6弱未満でも当該警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合 [発生時刻 年 月 日 時 分頃(24時間表示)] 観測用地震計(原子炉補助建屋基礎上端)における観測値 確認中、感知せず、感知あり(水平方向: Gal、垂直方向: Gal) 参考:観測用地震計とは異なる制御用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値 3号機 水平方向(EL-4.5m):190Gal以下、垂直方向(EL-4.5m):90Gal以下、 水平方向(EL24.0m):390Gal以下	規制庁からの協力要請に伴い、通報様式への地震加速度記載欄および保安規定設定値の追加
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。		

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （65／67）

修正前	修正後	理由																								
様式8 警戒事態該当事象発生連絡後の状況連絡 (第 報) 年 月 日	様式8 警戒事態該当事象発生連絡後の状況連絡 (第 報) 年 月 日																									
<p>原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">警戒事態該当事象 連絡後の状況連絡</p> <p style="text-align: right;">連絡者名 _____ 連絡先 _____</p> </div> <p>原子力災害対策指針、愛媛県地域防災計画、伊方町地域防災計画、山口県地域防災計画に基づき警戒事態該当事象発生連絡後の状況を以下のとおり連絡します。</p>	<p>原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">警戒事態該当事象 連絡後の状況連絡</p> <p style="text-align: right;">連絡者名 _____ 連絡先 _____</p> </div> <p>原子力災害対策指針、愛媛県地域防災計画、伊方町地域防災計画、山口県地域防災計画に基づき警戒事態該当事象発生連絡後の状況を以下のとおり連絡します。</p>																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生箇所(注1)</td> <td>伊方発電所 号機</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生時刻(注1)</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 時 分 (24時間表示)</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の種類(注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要(注2)</td> <td>(対応日時、対応の概要)</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応(注3)</td> <td></td> </tr> </table>	原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3	警戒事態該当事象の発生箇所(注1)	伊方発電所 号機	警戒事態該当事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)	警戒事態該当事象の種類(注1)		発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時、対応の概要)	その他の事項の対応(注3)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生箇所(注1)</td> <td>伊方発電所 号機</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生時刻(注1)</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 時 分 (24時間表示)</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の種類(注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要(注2)</td> <td>(対応日時、対応の概要)</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応(注4)</td> <td></td> </tr> </table>	原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3	警戒事態該当事象の発生箇所(注1)	伊方発電所 号機	警戒事態該当事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)	警戒事態該当事象の種類(注1)		発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時、対応の概要)	その他の事項の対応(注4)		
原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3																									
警戒事態該当事象の発生箇所(注1)	伊方発電所 号機																									
警戒事態該当事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)																									
警戒事態該当事象の種類(注1)																										
発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時、対応の概要)																									
その他の事項の対応(注3)																										
原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3																									
警戒事態該当事象の発生箇所(注1)	伊方発電所 号機																									
警戒事態該当事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)																									
警戒事態該当事象の種類(注1)																										
発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時、対応の概要)																									
その他の事項の対応(注4)																										
<p>備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。</p> <p>(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。</p> <p>(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。</p> <p>(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p>																										
<p>備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。</p> <p>(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。</p> <p>(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。</p> <p>(注3) 伊方町において震度6弱以上の地震が発生した場合、または震度6弱未満でも警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生時刻と観測用地震計(原子炉補助建屋基礎上端)の水平方向および垂直方向最大加速度を記載する。 <small>参考：観測用地震計とは異なる制御用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値 3号機 水平方向 (EL-4.5m)：190Gal 以下、垂直方向 (EL-4.5m)：90Gal 以下 水平方向 (EL24.0m)：390Gal 以下</small></p> <p>(注4) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p>		<p>規制庁からの協力要請に伴い、通報様式への地震加速度記載に関する注釈および保安規定設定値の追加</p>																								

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （66／67）

修正前	修正後	理由
様式9 特定事象発生通報（原子炉施設）（第 報） 年 月 日	様式9 特定事象発生通報（原子炉施設）（第 報） 年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 通報者名 _____ 連絡先 _____ 第 1 0 条 通 報 特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。	内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 通報者名 _____ 連絡先 _____ 第 1 0 条 通 報 特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。	
原子力事業所の名称及び場所 四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3	原子力事業所の名称及び場所 四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3	
特定事象の発生箇所 伊方発電所 号機	特定事象の発生箇所 伊方発電所 号機	
特定事象の発生時刻 年 月 日 時 分（24時間表示）	特定事象の発生時刻 年 月 日 時 分（24時間表示）	
発生した特定事象の概要 特定事象の種類 ※SE01: 敷地境界付近の放射線量の上昇 ※SE02: 敷地境界付近の放射線量の上昇 ※SE03: 通常放出経路での気体放射性物質の放出 ※SE04: 火災、爆発等による管理区域外での放射線量の検出 ※SE05: 火災、爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 ※SE06: 原子炉外臨界事故のおそれ SE21: 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注入不能 SE24: 蒸気発生器給水機能の喪失 SE25: 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失 SE27: 直流電源の部分喪失 ※SE29: 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※SE30: 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 SE41: 格納容器健全性喪失のおそれ ※SE42: 2つの障壁の喪失または喪失のおそれ SE43: 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 ※SE51: 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 SE52: 所内外通信機能の全ての喪失 SE53: 火災・溢水による安全機能の一部喪失 ※SE55: 防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生 (注記: ※は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)	発生した特定事象の概要 特定事象の種類 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準 ※SE01: 敷地境界付近の放射線量の上昇 ※SE02: 敷地境界付近の放射線量の上昇 ※SE03: 通常放出経路での気体放射性物質の放出 ※SE04: 火災、爆発等による管理区域外での放射線量の検出 ※SE05: 火災、爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 ※SE06: 原子炉外臨界事故のおそれ SE21: 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注入不能 SE24: 蒸気発生器給水機能の喪失 SE25: 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失 SE27: 直流電源の部分喪失 ※SE29: 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※SE30: 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 SE41: 格納容器健全性喪失のおそれ ※SE42: 2つの障壁の喪失または喪失のおそれ SE43: 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 ※SE51: 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 SE52: 所内外通信機能の全ての喪失 SE53: 火災・溢水による安全機能の一部喪失 ※SE55: 防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生 (注記: ※は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)	地震関連情報追記に伴う体裁の修正
想定される原因 故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他（ ）	想定される原因 故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他（ ）	
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等 原子炉の運転状態 発生前（運転中、起動操作中、停止操作中、停止中） 発生後（状態継続、停止操作中、停止、停止失敗） E C C S の作動状態 作動無し、作動有り（自動、手動）、作動失敗 排気筒放射線モニタの指示値 変化無し、変化有り（ cpm→ cpm） モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り（最大値： μSv/h→ μSv/h, No. ） その他	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等 原子炉の運転状態 発生前（運転中、起動操作中、停止操作中、停止中） 発生後（状態継続、停止操作中、停止、停止失敗） E C C S の作動状態 作動無し、作動有り（自動、手動）、作動失敗 排気筒放射線モニタの指示値 変化無し、変化有り（ cpm→ cpm） モニタリングポストの指示値 変化無し、変化有り (最大値： μSv/h→ μSv/h, No.) その他	
その他特定事象の把握に参考となる情報	その他特定事象の把握に参考となる情報 伊方町において震度6弱以上の地震が発生した場合、または震度6弱未満でも当該特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合 [発生時刻 年 月 日 時 分（24時間表示）] 観測用地震計（原子炉補助建屋基礎上端）における観測値 確認中、感知せず、感知あり（水平方向： Gal、垂直方向： Gal） 参考：観測用地震計とは異なる制御用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値 3号機 水平方向（EL-4.5m）：190Gal以下、水平方向（EL24.0m）：390Gal以下、垂直方向（EL-4.5m）：90Gal以下	規制庁からの協力要請に伴い、通報様式への地震加速度記載欄および保安規定設定値の追加
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。	備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。	

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（案）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （67／67）

修正前	修正後	理由																								
様式11 応急措置の概要（原子炉施設） （第 報） 年 月 日	様式11 応急措置の概要（原子炉施設） （第 報） 年 月 日																									
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;"> 第 2 5 条 報 告 </div> 報告者名 _____ 連絡先 _____ 原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。	内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;"> 第 2 5 条 報 告 </div> 報告者名 _____ 連絡先 _____ 原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所（注1）</td> <td>伊方発電所 号機</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻（注1）</td> <td>年 月 日 時 分（24時間表示）</td> </tr> <tr> <td>特定事象の種類（注1）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要（注2）</td> <td>（対応日時、対応の概要） ※ 添付の有・無</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応（注3）</td> <td></td> </tr> </table>	原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3	特定事象の発生箇所（注1）	伊方発電所 号機	特定事象の発生時刻（注1）	年 月 日 時 分（24時間表示）	特定事象の種類（注1）		発生事象と対応の概要（注2）	（対応日時、対応の概要） ※ 添付の有・無	その他の事項の対応（注3）		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所（注1）</td> <td>伊方発電所 号機</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻（注1）</td> <td>年 月 日 時 分（24時間表示）</td> </tr> <tr> <td>特定事象の種類（注1）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要（注2） <u>（注3）</u></td> <td>（対応日時、対応の概要） ※ 添付の有・無</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応（注4）</td> <td></td> </tr> </table>	原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3	特定事象の発生箇所（注1）	伊方発電所 号機	特定事象の発生時刻（注1）	年 月 日 時 分（24時間表示）	特定事象の種類（注1）		発生事象と対応の概要（注2） <u>（注3）</u>	（対応日時、対応の概要） ※ 添付の有・無	その他の事項の対応（注4）		
原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3																									
特定事象の発生箇所（注1）	伊方発電所 号機																									
特定事象の発生時刻（注1）	年 月 日 時 分（24時間表示）																									
特定事象の種類（注1）																										
発生事象と対応の概要（注2）	（対応日時、対応の概要） ※ 添付の有・無																									
その他の事項の対応（注3）																										
原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3																									
特定事象の発生箇所（注1）	伊方発電所 号機																									
特定事象の発生時刻（注1）	年 月 日 時 分（24時間表示）																									
特定事象の種類（注1）																										
発生事象と対応の概要（注2） <u>（注3）</u>	（対応日時、対応の概要） ※ 添付の有・無																									
その他の事項の対応（注4）																										
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 （注1）最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 （注2）設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 （注3）緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。	備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 （注1）最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 （注2）設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 <u>（注3）伊方町において震度6弱以上の地震が発生した場合、または震度6弱未満でも警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生時刻と観測用地震計（原子炉補助建屋基礎上端）の水平方向および垂直方向最大加速度を記載する。</u> 参考：観測用地震計とは異なる制御用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値 3号機 水平方向（EL-4.5m）：190Gal以下、垂直方向（EL-4.5m）：90Gal以下 水平方向（EL24.0m）：390Gal以下 （注4）緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。	規制庁からの協力要請に伴い、通報様式への地震加速度記載に関する注釈および保安規定設定値の追加																								